

官民データ活用推進基本法第 21 条第 4 項の規定に基づく意見
(案)

平成 29 年 5 月 26 日
個人情報保護委員会

- 1 提示された官民データ活用推進基本計画の案については、「個人情報保護委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と連携しながら、個人情報保護法の規定に則った個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう留意しつつ、推進を図る。」と定められており、その内容について異存はない。
- 2 官民データ活用推進基本計画に定められた施策のうち、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を含む官民データを取り扱うものを実施するに当たっては、次の点に留意することが適当である。
 - (1) 個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、個人情報等の適正な取扱いが確保されるようにすること。
 - (2) 個人情報等の取扱いについては、当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること。

以上

世界最先端 IT 国家創造宣言
・
官民データ活用推進基本計画
(案)

平成 29 年●月●日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
官民データ活用推進戦略会議

目次

第1部 総論	3
Ⅰ IT戦略の新たなフェーズに向けて（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現）	3
Ⅰ-1 これまでのIT戦略	3
Ⅰ-2 IT戦略の新たなフェーズに向けて（「データ」大流通時代の到来）	3
Ⅰ-3 「データ」の上で、ヒト、モノ、カネが活 <small>い</small> きる社会	5
Ⅰ-4 「データ」がヒトを豊かにする社会、「官民データ利活用社会」のモデル構築	6
Ⅱ 「官民データ利活用社会」のモデルの構築に向けて	8
Ⅱ-1 ITをめぐる諸動向	8
Ⅱ-1-1 技術・サービスの動向等	8
Ⅱ-1-2 データ利活用への期待の高まり	9
Ⅱ-2 我が国の置かれた状況等	10
Ⅱ-2-1 急速な人口構造の変化等に伴う諸課題	10
Ⅱ-2-2 今の国民が生活において求めるもの（国民視点での取組の強化）	10
Ⅱ-3 「官民データ利活用社会」のモデルの構築	11
Ⅱ-3-1 我が国の置かれた諸状況を踏まえたデータ利活用による新たなライフスタイルの提案	11
Ⅱ-3-2 官民データの利活用に向けた環境整備	12
Ⅱ-3-3 我が国が目指す社会の構築等	14
Ⅲ 推進体制	15
Ⅲ-1 官民データ活用推進基本計画のPDCA	15
Ⅲ-2 他の推進本部等との連携	16
Ⅳ 地方公共団体との連携・協力	18
Ⅴ 事業者等との連携・協力	18
第2部 官民データ活用推進基本計画	20
Ⅰ 官民データ活用推進基本計画に基づく推進の施策	20
Ⅰ-1 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針	20
Ⅰ-1-1 基本計画の策定とその着実な実施	20
Ⅰ-1-2 重点分野の指定（分野横断的なデータ連携を見据えつつ）	21
Ⅰ-1-3 国と各地方公共団体の施策の整合性の確保	23

I-1-(4) 成果の横展開	24
I-1-(5) 官民データ活用によるEBPMの推進	24
I-2 具体的施策	25
II 施策集	37
II-1-(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第10条関係】	39
II-1-(2) オープンデータの促進【基本法第11条第1項及び第2項関係】、 データの円滑な流通の促進【基本法第11条第3項関係】	44
II-1-(3) データ利活用のルール整備【基本法第12条関係】	52
II-1-(4) マイナンバーカードの普及・活用【基本法第13条関係】	56
II-1-(5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）【基本法第14条関係】	61
II-1-(6) 情報システム改革・業務の見直し【基本法第15条第1項関係】	65
II-1-(7) データ連携のためのプラットフォーム整備【基本法第15条第2項関係】	70
II-1-(8) 研究開発【基本法第16条関係】	77
II-1-(9) 人材育成、普及啓発等【基本法第17条、第18条関係】	83
II-1-(10) 国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第19条関係】	88
II-1-(11) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	89

第 1 部 総論

I IT 戦略の新たなフェーズに向けて（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現）

（※ヒト：ヒトがその構成員となり活動する法人等の組織も含む）

I-1 これまでの IT 戦略

- ・ 21 世紀に入った約 20 年前、我が国では、「IT 革命」という言葉が産業革命に匹敵する大転換をもたらすなどの考えの下、平成 13 年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT 本部」という。）を設置し、超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引、電子政府等のルール整備、人材育成等を柱とする「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月 22 日 IT 本部決定）を策定することにより、全ての国民が IT を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始した。

当時の戦略においては、ネットワークインフラの整備に重点を置き、5 年以内の超高速アクセスの利用可能環境の実現を掲げていたところ、当初の目標よりも早い約 3 年で達成した。その後、「e-Japan 戦略Ⅱ」（平成 15 年 7 月 2 日 IT 本部決定）をはじめとする戦略の累次の見直しを行いながら、IT の利活用に重点を移しつつ、世界最先端の IT 国家を目指して政策を推進してきており、ここ数年においては電子政府の実現に向けた情報システム改革・業務の見直し（BPR: Business Process Reengineering。以下「BPR」という。）等、一定の成果が出てきているところである。

I-2 IT 戦略の新たなフェーズに向けて（「データ」大流通時代の到来）

- ・ 最初の e-Japan 戦略から既に 16 年が経過しているが、この間においても、IT をめぐる技術進歩はとどまるところを知らない。そもそも IT 革命が匹敵すると言われた産業革命は、18 世紀後半から約 70 年かけて変化していったとされているが、この約 70 年という期間は、今年が戦後約 70 年（明治元年から起算して間もなく満 150 年）の節目であることを考えれば IT 革命における技術進歩のスピードは我々の想像を超えるほど早い。

日本でインターネットの商用開始が始まったのが平成 5 年であり、それからわずか約 24 年（9000 日足らず）、特に、スマートフォンが世の中に登場してからのこの約 10 年（3650 日）の間に、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療・介護等、あらゆる場面で企業活動や国民生活等を一変させるほど、IT の技術進歩は、最初の e-Japan 戦略の策定当時には想定できなかったようなインパクトを持ちつつある。

- ・ その鍵となっているのがネット上を流通する多種多様かつ大量のデータであ

る。多種多様かつ大量のデータが流通するようになった背景としては、この 10 年間で、ネットワークインフラ面の更なる発展とともに、利用環境面での技術進歩が相乗効果を挙げながら IT 利活用の環境が作られてきていることが大きい。

まず、ネットワークインフラ面では、有線系で最大速度 1～10Gbps の光ファイバー回線、無線系で最大速度 500Mbps 超の LTE-Advanced(4G)がアクセス回線として利用可能となっており、高画質な動画等を個人レベルでも送受信できるようになっている。今後、更に無線系においては、超高速(10Gbps)、多数接続(100万台/km²)といった特徴を持つ 5G の平成 32 年の実現を目指している。

利用環境面では、ネットワークインフラ面の技術進歩とあいまって、事業者等を中心に組織内でのデータの利活用やデータ連携が進展するとともに(一部の業界内ではデータの標準化も行われている。)、クラウドサービスの登場に伴い、データの流通量は国内外を問わず増大している。

また、個人レベルでも、平成 20 年頃から PC 並みの処理能力とメモリーを備えたスマートフォンが登場し、それに伴い、単なる電子メールや検索サイトでの検索、ブログといった利用から、SNS(Social Networking Service)や動画投稿サイト等を通じた個人の情報発信能力(画像や映像等を含む。)の向上とともに、最近のウェアラブル端末の普及により、個人レベルに関するデータ流通量も飛躍的に増大している。

更に、端末などのセンサー技術の小型軽量化、低廉化により、モノのインターネット(IoT: Internet of Things。以下「IoT」という。)の爆発的な普及も始まっている。

このような状況の中、政府や地方公共団体においても、マイナンバー制度の導入、手続のオンライン化の促進、情報システム改革・BPR、オープンデータの推進、全国一元的な農地台帳システムをはじめ、各種データベースの整備(標準化を含む。)、API(Application Program Interface)連携などの取組も行われているところである。

- ・ このような環境の変化に伴い、近年、ネット上のデータ流通量の飛躍的な増大(データ大流通時代の到来)を背景に、多種多様かつ大量のネット上のデータ、特に、画像・映像等の処理による人工知能(AI: Artificial Intelligence。以下「AI」という。)ブームが再到来、更には AI やネット上のデータ利活用を備えたロボットや小型無人機(ドローン)等の開発も活発化しており、人間の処理能力を超えた範囲でのデータの利活用が可能となってきており、このことからロボットは目を持ったと言われている。

今後、このような「ネットワーク化された」AI やロボット、ドローン等の開発は、医療診断や創薬、看護・介護の補助、防災・防犯、自動運転、物流の効率化(無人配送など)、農場、工場や建設現場等の生産性の向上・無人化、匠の技をデータ化することによる再現、マーケティング、資産管理、株式運用、

保険、家電や住宅、家事の手伝い、インテリアなどのデザイン、音楽生成などの芸術活動、玩具、スポーツ（審判及び採点）等、あらゆる場面で、かつ、これまでの IT 技術の進歩の早さを上回るスピードで、我々の生活を一変させていくものと考えられる。

また、データの利活用という意味では、企業活動に限らず、個人レベルにおいても、現時点では AI 等の活用というところまではいっていないが（将来的には個人レベルでも手軽に AI 等を使い、データを利活用できる時代になることが想定される。）、防犯・防災をはじめ、地域の課題等を解決するため、国や地方公共団体のオープンデータを活用したアプリが開発されるなど、データの利活用に関する国民の意識や期待が一層高まってきている。

I-3 「データ」の上で、ヒト、モノ、カネが^い生きる社会

- ・ このような状況をどのように捉えるのか。これからの社会は国内外を問わず、ヒトやモノがネットワークを通じ、いつでも、どこでも、相互につながり、多種多様かつ大量のデータがネット上を流通する。

現在はネット検索を行っても地球上の全てのデータにアクセスできるわけではないが、将来、ほとんど全てのヒト、モノがつながる時代を想像すれば、地球上のほとんど全ての知識、知恵を人類が共有することにつながるということが想定される。

また、グローバル化という言葉が登場して久しいが、データには国境がなく、世界に瞬時にその利活用の効果とともに波及していく。更に、データはこれまでのように月毎、日毎という定期的な情報ではなく、リアルタイムで流通・蓄積され、過去のデータから連続して時系列で利活用が可能となりつつある。

今後、個人相互間、一つの事業者や一つの業界等の中だけではなく、分野を越えて、データ、知識、知恵が分野横断的につながっていくことで、大きな変革をもたらしていくことが期待される。

- ・ 「ネットワーク化された」AI、ロボット等の発展とともに、意識するにせよ、しないにせよ、データの利活用は人類の社会にとって当たり前の時代になっていくと考えられ、データ利活用によるヒト、モノの相互依存は避けられない状況になっていくと想定される。データの利活用を通じ、人類の知識や知恵を共有することにより、個人、家族、地域社会、事業者等、政府（国・地方公共団体）、世界が各々のレベルにおいて価値を高めていくことが可能な時代、「ヒト、モノ、カネ、データの資源併存」から「データの上で、ヒト、モノ、カネが^い生きる」時代となっていく。また、社会や経済構造自体も、規制の在り方も含め、大きく変化していくと想定される。

もちろん、これからの社会を全て予測することはできない。将来的には、デ

ータ利活用がもたらす現時点で想定している効果（生産性の向上やイノベーションの創出）以上のものを生み出していくことも否定できない。IT をめぐる環境は、技術開発やサービス提供におけるプレイヤーのこれまでの変遷にも見られるように、これからも想像を超える変革を続けていくものと考えられる。

世の中は様々なことが起こり得る。特に、IT をめぐる環境は想像していないことが起こりうるという認識に立ち、常にアップグレードし、アジャイル型¹で環境の変化に柔軟に対応できるようにしておくことが重要と考えられる。

なお、データ利活用の促進に当たっては、個人情報やプライバシーの保護、サイバーセキュリティ対策、知的財産権の在り方、データの品質や信頼性・安全性の確保、AI、ロボット時代の倫理の在り方など、同時並行的に対策を講じておくことは言うまでもない。

I-4 「データ」がヒトを豊かにする社会、「官民データ利活用社会」のモデル構築

- ・ このような中、今、我々に求められているのは、データ利活用が当たり前の時代になっていくことを見据え、我が国が世界に伍していくため、データ利活用を個人、家族、地域社会、事業者等、政府（国・地方公共団体）がいつでもどこでも円滑に行えるような環境を整備し、他国等に遅れをとらないよう備えておくことである。

我が国は世界の中でも最も早いスピードで超少子高齢社会に突入しており、この人口構造の変化への対応が急務となっているが、例えば、データの利活用を前提とした「ネットワーク化された」AI やロボット等の開発は人間の諸活動を補助し、生産年齢人口世代をカバーするのみならず、健康寿命の延伸により急増する高齢者が持つ知識や知恵を共有化・再現するとともに、高齢者の再活躍の場を提供するなどの効果をもたらす。

今後、更にヒト・ヒト、ヒト・モノ、モノ・モノがつながりを深め、ネット上を流通するデータの共有・利活用が進展するとともに、人間と AI、ロボット等が共存していく時代になっていくことが想定される中、先進国に先駆け、我が国のこれからの新しい社会のモデルを構築する絶好の機会と捉えて対応していくことが必要である。

このことは、当初の IT 戦略（e-Japan 戦略）が目指していた、「すべての国民が IT を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる」状況を、データ利活用の促進を通じて実現できる時代によくようになってきたということの意味す

¹ ソフトウェア開発手法の1つで、開発対象を多数の小さな機能に分割し、反復（イテレーション）と呼ばれる短い開発期間単位ごとに1つの機能を開発、ソフトウェア・リリースを行う手法である。短いサイクルで一連のPDCA（Plan, Do, Check, Action）を回す開発手法であり、日々生じる変化にすばやく適応することに主眼が置かれている。

る。

- データの利活用は知識や知恵の共有につながるが、各々のデータが相互につながってこそ様々な価値を生み出すという認識を、官（国、地方公共団体等）・民（国民、事業者等）双方において共有することが必要であり、そのためには、これからのデータ利活用社会に対する意識の向上、官民の保有するデータの可能な限りの相互オープン化（オープンデータ）、データの分野横断的な連携の仕組みの構築、データの品質や信頼性・安全性の確保、データ利活用のための人材育成や研究開発等、総合的な対策を講じていくことが必要である。

平成 28 年 12 月、国が官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号。以下「基本法」という。）が公布・施行されたところである。

- 政府としては、IT 本部を司令塔として、平成 25 年 5 月に設置された、内閣情報通信政策監（以下「政府 CIO」という。）を中心に、引き続き、国民や事業者等の様々なニーズを的確に把握しつつ、府省庁の縦割りを打破し、「横串」を通すことにより、これまでの成果やノウハウ（意識改革とトップマネジメント、一つ一つの事実認識、ノウハウ自体の共有や横展開）も踏まえつつ、政府一丸となって取り組む。

このような認識の下、最終的なゴールとして、全ての国民が IT 利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」～データがヒトを豊かにする社会～のモデルを世界に先駆けて構築する観点から、我が国全体の IT 戦略の新たなフェーズに向け、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定し、必要な施策を着実に実施していくこととする。

将来的には、このモデルを、我が国発で、今後、超少子高齢社会を迎えていく途上国をはじめとする他国に展開していくことを通じ、これまで以上に我が国がより高い尊敬の念を持って世界的に認められるよう、「官民データ利活用社会」の実現を目指していく。

II 「官民データ利活用社会」のモデルの構築に向けて

II-1 ITをめぐる諸動向

II-1-1(1) 技術・サービスの動向等

- ・ ITの進展は著しく早く、このことは、10年前、20年前の技術やサービス²と現在のそれとを比較すると明らかである。
- ・ 特に、近年、スマートフォンの普及、IoTの進展³、有線・無線ネットワークの高速・大容量化により、個人や事業者等が、文字情報のみならず、画像・映像データ、位置情報、センサー情報などの、月毎、日毎という定期的な情報ではなく、リアルタイムで流通・蓄積されるデータについても、インターネットを通じて送受信できるようになっている。

その結果、個人等の情報発信力が高まるとともに、社会全体として、SNS、ウェアラブル端末、コネクテッドカー、家電等、ヒト・ヒト、ヒト・モノ、モノ・モノといった、インターネットを介した相互のつながりが深まっており、それに伴いデータ流通量も飛躍的に増大し、このつながり及び多種多様なデータを活用した新たな技術並びにサービス⁴が次々と登場している。

更に、データ流通量の飛躍的な増大に伴い、現在、AIブームが再到来している。特に、現在のAIの主流な技術であるディープラーニングを用いた画像・映像解析技術が急速に進化しており、更にはAIやデータ利活用を前提としたロボット、ドローン等の開発や、VR・ARなどの新たなコンテンツ流通も活発化している。今後、このようなAI、ロボット、ドローンなどの技術によるデータ利活用をベースとし

² 個人レベルでは、例えば、20年前(平成9年)は携帯電話のショートメッセージ等のテキストデータが主流であったが、10年前(平成19年)には、Apple社が発表したiPhoneなどのスマートフォンによる、映像、画像データを含む多種多様で大量のデータ伝送が可能となったほか、SNSを通じた情報発信が盛んとなった。現在(平成29年)では、AIを用いて個人の位置情報や購買履歴等を分析し、一人一人に合わせたレコメンドを行うサービス等、データを活用した新たなサービスが登場してきている。

³ 平成27年末において、携帯電話の普及率は95.8%、スマートフォンの普及率は72.0%（「通信利用動向調査」（平成28年7月22日 総務省））。IoTデバイス数については、平成27年時点で154億個、平成32年までに304億個まで増大するとされている。（「平成28年度版 情報通信白書」（平成28年7月29日 総務省））

⁴ 例えば、シェアリングエコノミーサービス、テレマティクス等を活用した安全運転促進保険等、子どもやペット等の遠隔見守りサービス、無人工場等が挙げられる。

た新たな技術やサービス⁵の開発等が更に進展していくことが想定される。

- ・ 他方、このような中、個人においては、インターネット上に自らに関するデータが増加することにより、個人情報の取扱いやプライバシーに対する意識が高まるとともに、事業者等においては、レピュテーションリスク（風評リスク）への対応等が求められるようになってきている。また、多種多様で大量のデータや AI、ロボット、ドローンなどの技術の活用に関し、個人情報やプライバシーの保護、サイバーセキュリティ対策、知的財産権の在り方、データの品質や信頼性・安全性の確保、AI、ロボット時代の倫理の在り方など、同時並行的に対策を講じておくことが求められる⁶。

II-1-(2) データ利活用への期待の高まり

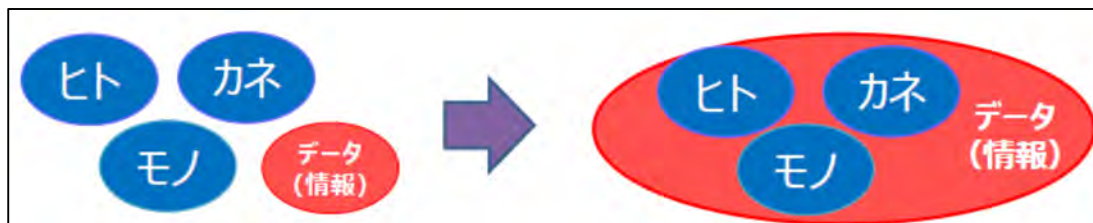
- ・ このようなデータ流通の飛躍的増大、それに伴う新たな技術やサービスの登場等を踏まえ、データ利活用に対する期待が高まっている。一般的に、データ利活用には、以下の2つの効果がある。
 - ① データの「見える化」・比較分析による無駄の排除等
あらゆる事象を数値・画像等によって「見える化」することで、例えば、他の同様事例との比較分析が可能となり、新たな課題への気づき、更なる効率化や生産性の向上等が見込まれるという効果
 - ② 分野横断的なデータの組合せによるイノベーションの創出等
これまでつながっていなかった分野横断的なデータの組合せにより、サービスの革新や異業種の連携が起こり、更なる付加価値の向上や新しいサービスやイノベーションの創出が見込まれるという効果
- ・ 今後、ヒト・ヒト、ヒト・モノ、モノ・モノのインターネット上のつながりが更に深まるとともに、こうしたつながりの深化によってもたらされるデータ利活用に対する期待がますます高まるものと考えられる。
 今後は、I-4でも述べたとおり、データの利活用を通じ、人類の知識や知恵を共有することにより、個人、家族、地域社会、事業者等、政府（国・地方公共団体）、世界が各々のレベルにおいて価値を高めていくことが可能な時代、「ヒト、モノ、カネ、データの資源併存」から「データの上で、ヒト、モノ、カネが

⁵ AI を活用した自動運転技術や人工知能未来農業創造プロジェクトなどの研究開発が進展しつつある。また、小型無人航空機（ドローン等）の進化により、AI の活用と併せて、物流、農業、防災などの様々な分野で活用が進んできている。

⁶ フェイクニュースが社会問題となる等、情報の正確性について、社会的な注目も高まっている。

活きる」時代となっていくものと想定される⁷。また、社会や経済構造自体も、規制の在り方も含め、大きく変化していくのではないかと考えられる。

<ヒト・モノ・カネ・データ（情報）>



Ⅱ－２ 我が国の置かれた状況等

Ⅱ－２－(1) 急速な人口構造の変化等に伴う諸課題

- ・ 我が国は、主要先進国の中でも、高齢化率とその上昇スピードが高水準⁸であり、加えて生産年齢人口の減少⁹により、人口構造は急速に変化しており、65 歳以上になっても元気に働く人が増えてきている。こうした変化に伴い、様々な社会的課題への対応が求められている。
- ・ 具体的には、期待成長率の低下、生産性の低い働き方の継続、子育て環境等の改善、イノベーションの創出、地域の隅々へのアベノミクスの効果の波及、経済再生と財政健全化の一体的な実現、安全・安心な社会の実現といった諸課題に対し、現在、政府として様々な対策を講じているところである。

Ⅱ－２－(2) 今の国民が生活において求めるもの（国民視点での取組の強化）

- ・ 今後、前述のような諸課題に対応するに当たっては、IT をめぐる技術やサービスの動向、特にインターネット上でのつながりが深化していくことを踏まえ、データ利活用により国民等の様々なレベルのニーズにきめ細かく対応することが可

⁷ IT 技術を金融に融合させ、金融サービスの革新を図る「FinTech」サービスの出現も、この一例である。

⁸ G7 各国における高齢化率を比較すると、日本の高齢化率は1980年代までは下位(約10%)、1990年代には中位(約13%)であったが、平成17年には最高水準(20.2%)になっている。高齢者1人を支えるために必要な現役世代の人数は、平成27年時点で2.3人(高齢化率26.7%)となっており、平成72年には1.3人(高齢化率39.9%)になると推計されている。（「高齢社会白書」（平成28年度版内閣府））

⁹ 生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、平成25年には7,901万人と昭和56年以来32年ぶりに8,000万人を下回った。（「高齢社会白書」（平成28年度版内閣府））

能となる環境が形成されていくとの認識の下、対策を講じていくことが必要である。

このため、国民等のニーズへのきめ細かな対応がこれまで以上に求められるが、その際には、国民が生活において求めるものを的確に把握することが重要である。

このような観点から考えると、現在、

- ① 東日本大震災や熊本地震などの大きな災害の発生により顕在化したリスクへの対応をはじめ、安全・安心な生活への期待
- ② 物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや、ゆとりのある生活、自己実現により重きを置く傾向による、人の豊かさの尺度（価値観）の変容（例えば、生活の利便性や快適性などの質（QoL: Quality of Life）の向上等の考え方）
- ③ インターネット上のつながりの深化とともに、豊かさを実現する手段として、いわゆるシェアリングエコノミーに代表されるような、所有から共有へという考え方（各種サービス等におけるインターネット上での相互評価の仕組み等）

等、個々人の多様化するニーズや考え方にきめ細かく対応した安全・安心・快適なサービスの提供を通じて、ライフスタイルをデータ利活用により提案していくという考え方を各種対策にビルトインしていくことが必要である。

Ⅱ－３ 「官民データ利活用社会」のモデルの構築

Ⅱ－３－(1) 我が国の置かれた諸状況を踏まえたデータ利活用による新たなライフスタイルの提案

- ・ このような認識の下、政府としては、急速な人口構造の変化に伴う諸課題を以下の３つの課題に整理し、AI、ロボットなどの先端技術によるデータ利活用を積極的に促進し、我が国における新たな技術やサービスの萌芽につなげる「チャンス」として捉え直し、安全・安心なサービスを通じて、国民・事業者等のニーズにきめ細かく対応した新たなライフスタイルを提案する総合的な対策を講じていくこととする。

その際、各種対策の効果を最大限に発揮していくためには、あれこれ手を出すのではなく、選択と集中、各種対策における事実関係の正確な把握と PDCA、各種対策の中で得られたノウハウの共有と横展開等を適時適切に行っていくことが必要である。

- ① 経済再生・財政健全化
 - － 社会保障制度改革を含む行財政改革の推進
 - － 生産性の向上（１人当たりの労働生産性の向上、中小企業の労働生産性の向上等）、イノベーションの創出と人材の強化（成長戦略の推進、コネクテ

ッド・インダストリーズ¹⁰への変革等)、働き方改革の実現(若者、女性、障害者等への支援や子育て支援、豊富な知識・知恵を有する高齢者の活躍推進等)

② 地域の活性化

ー 地域資源の有効活用、地域の中小企業や篤農家等の匠の技の蓄積・継承等

③ 国民生活の安全・安心の確保

ー 東日本大震災や熊本地震等の経験を踏まえた防災・減災対策等

II-3-(2) 官民データの利活用に向けた環境整備

・ ヒトやモノの相互のつながりの深化に伴い、データの利活用は知識や知恵の共有につながり、新たな気付き、新たな技術やサービスの開発を促していくものと考えられるが、各々のデータが相互につながってこそ様々な価値を生み出すという認識を、官(政府、地方公共団体)・民(国民、事業者等)双方において共有することが必要である。

・ 国民・事業者等のニーズにきめ細かく対応した新たなライフスタイルの提案に向け、AI、ロボットなどの技術進展を踏まえた、官(国、地方公共団体等)と民(国民、事業者等)が保有するデータ(以下「官民データ」という¹¹。)を相互につなげて共有し、利活用が容易になるよう、国と各地方公共団体等が一体となって環境整備を行うことが必要であり、このような観点から、基本法に基づき、以下の基本的施策を実施する¹²。

ー 国、地方公共団体等のオープンデータの促進

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、国、地方公共団体等におけるオープンデータを推進する。また、国や地方公共団体等は事業者等の利益や国の安全等が害されないよう、競争的領域と公益の増進に資する協調的な領域に配慮しつつ、事業者等の協調分野でのオープンデータの取組を促進する。

¹⁰ コネクテッド・インダストリーズ(Connected Industries)とは、多様なデータ、技術、人、組織などがつながることで新たな付加価値の創出や社会課題の解決をもたらす産業の在り方であり、第四次産業革命による技術革新を踏まえた日本の産業の目指すべき姿として、平成29年3月の安倍内閣総理大臣訪独時に世界に発信したもの。

¹¹ 基本法における「官民データ」とは、電子データであって、国や地方公共団体、独立行政法人、その他の事業者によりその事務・事業の遂行に当たり、管理・利用・提供されるものをいう(国の安全を損ない、公の秩序を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。)(基本法第2条第1項)

¹² 基本法第3章基本的施策(第10条から第19条まで)。

- － 紙中心の文化からの脱却
官（国、地方公共団体等）においては、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）を推進する。あわせて、行政手続等におけるオンライン化の原則を徹底するため、利用者側におけるオンライン化対応についても促進する。
- － 官民データの取扱いに係るルール整備
官民データの利活用のためには、官民間問わず流通したデータの取扱いのためのルール整備が求められる。そのため、個人の関与の下での多様な主体による官民データの利活用ルールの整備、円滑なデータ流通に関連する制度の見直し（コンテンツ流通、知的財産制度の在り方等）、電子委任状の法整備等を推進する。
- － 官民データ連携のための標準化等の促進
官民データ流通の基盤となる、データの標準化（語彙、コード、文字等）やAPIの連携、認証機能等による分野横断的なサービスプラットフォームを整備する。
- － デジタルデバイド対策、研究開発、人材育成、普及啓発等
データ利活用を促進する上で、利用の機会等の格差是正（デジタルデバイド対策、データ利活用における公平性、平等性等の確保）、研究開発、人材育成、普及啓発等を推進する。
- － 国と各地方公共団体等の施策の整合性確保
上記の各施策を国や各地方公共団体等において実施するに当たっては、行政区域に関係なく官民データが流通し、横断的に利活用されるものであるとの認識の下、個々に実施するのではなく、国と各地方公共団体等、各地方公共団体等の間で施策の整合性が確保されるよう、国は全体を俯瞰しつつ総合的に進める。
- ・ また、特に官民データの利活用に向けた環境整備を進めるに当たっては、データの信頼性・安全性を高める手段として、ネットワーク上の認証基盤としてのマイナンバー制度の普及展開を推進する。

<官民データの利活用に向けた環境整備>



II-3-(3) 我が国が目指す社会の構築等

- これらの施策等を講ずることにより、最終的なゴールとして、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」～データがヒトを豊かにする社会～のモデルを世界に先駆けて構築することを目指す。
- このような官民データ利活用社会モデルを世界に先駆けて構築することで、今後、超少子高齢社会を迎えることが予測される諸外国（アジア等）に当該モデルを展開していく。

Ⅲ 推進体制

Ⅲ-1 官民データ活用推進基本計画のPDCA

政府は、官民データ利活用社会のモデルの構築に向けて、府省庁の取組の歯車がかみ合い、力強く目標に向かって進むよう、俯瞰的かつ具体的に関与し、「横串」を通す調整を行うことで、機敏にかつ適切にPDCAサイクルを推進し、スパイラルアップを目指す。特に、官民データの利活用環境の整備を強力に進めるため、IT本部の下に設置された、内閣総理大臣を議長とする官民データ活用推進戦略会議において、全体を俯瞰しつつ、横断的に取組を進めることとする¹³。

[政府CIOによるフォローアップ]

- ・ 後述の第2部で指定する重点分野のうち、重点的に講ずべき施策については、四半期に1回、政府CIOにより、官民データ利活用推進の観点からフォローアップを行い、進捗状況や成果を確認し評価を行う。その際、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上で評価を行う。その評価結果を踏まえ、「政策効果」、「目標」、「KPI¹⁴」等について、不断の見直しを実施する¹⁵。
- ・ 重点的に講ずべき施策以外の施策については、年1回、同様のフォローアップを行う。

[重点的投資に係る仕組み]

- ・ 重点的に講ずべき施策については、政府CIOの評価を基に、既存の施策を見直しつつ、特定の施策に重点的に投資できるよう予算に反映する。

¹³ オープンデータに関しては、IT本部の下に設置された、データ流通環境整備検討会オープンデータWGにおいて各省が連携して取組を推進しているが、今後、官民データ活用推進戦略会議と連携し、官民ラウンドテーブルを開催し、民間企業の具体的ニーズを把握しつつ、オープンデータを積極的に推進する。

¹⁴ KPI: Key Performance Indicator。

¹⁵ 施策によってメリットが生ずるまでの期間は区々であり、施策内容に応じてフォローアップの期間についても変動する。

[EBPM の推進]

- ・ EBPM サイクルを構築¹⁶するため、①各府省庁に EBPM 推進に係る取組を総括する EBPM 推進統括官¹⁷を設置¹⁸し、府省庁における EBPM 推進に係る取組を総括するとともに、②EBPM 推進統括官等から構成される EBPM 推進委員会を官民データ活用推進戦略会議の下に置き、政府横断的な EBPM の推進に取り組む（同委員会の活動は、有識者がチェック・指導・助言を行う。）。

[司令塔機能の強化]

- ・ IT 技術の進展等のスピードに対応しつつ、コストの適正化と政策の適切な実現を可能とするため、情報システムの整備・運用に関し、調達の内見直しと、計上された予算を柔軟かつ適切に執行できるよう調整する方策について検討を行う。

[相談窓口の設置]

- ・ 官民データに関する事業者からの相談に応じるため、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT 総合戦略室」という。）に総合的な相談窓口を設けるとともに、各府省庁にも相談窓口を設置する。事業者及び国民に対しては必要な情報提供を行うほか、地方公共団体に対しては課題ごとに関係する省庁と適宜連携を図り、地方公共団体毎の課題に配慮しつつ地方公共団体が主体的に行う計画策定を支援する。以上によって、官民データの積極的な利活用を促進する。

Ⅲ－２ 他の推進本部等との連携

- ・ IT に関する政府全体の政策の推進に当たっては、IT が社会変革の中心になりつつあることを踏まえ、従来にも増して、例えば、知的財産戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部、規制改革推進会議、個人情報保護委員会等における、次の取組とも密接に連携しつつ、推進を図る。
- ・ データ利活用促進のための知財制度等の構築（知的財産戦略本部の取組）
「知的財産推進計画 2017」（平成 29 年 5 月 16 日知的財産戦略本部会合決定）を踏まえ、データ利活用に関する契約の締結を促し、かつその内容を適正なものとする観点からの契約ガイドライン等の策定や、価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデータを提供し、かつ利用できる公正な競争秩序を確保す

¹⁶ 第 2 部 I - 1 - (5) を参照。

¹⁷ 仮称。

¹⁸ EBPM 推進統括官は、統計等データの利活用状況のモニタリングや利活用に関する指導・支援等を通じた、事実・課題の認識、政策の立案と評価における統計等データの取得・整備・利活用や評価の質の向上に取り組むなど、EBPM の取組を積極的に主導し、府省内における EBPM の浸透・徹底を図る。また、EBPM 推進委員会への報告など、府省内の取組について対外的に説明する立場を担う。

るためのデータの不正取得の禁止や技術的な制限手段の保護強化等についての法制度上の措置の検討、データ構造の特許審査に係る事例の周知等の取組を進める。

- サイバーセキュリティの確保（サイバーセキュリティ戦略本部の取組）
官民データの安全な利活用に資するため、官民データを保有する官と民それぞれにおいて、サイバーセキュリティ対策の強化を図ることとしている。その際には、サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）を踏まえ、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画」等に基づき各種取組を実施するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部において検討されている「2020 年及びその後を見据えたサイバーセキュリティの在り方について～サイバーセキュリティ戦略中間レビュー～」の検討結果を踏まえた取組を実施する。
- IT に関する規制改革の推進及び行政手続コストの削減（規制改革推進会議の取組）
規制改革推進会議では、平成 29 年 5 月 23 日に、税・社会保険関係事務の IT 化・ワンストップ化、官民データ活用、IT 時代の遠隔診療・遠隔教育を含む「規制改革推進に関する第 1 次答申」を取りまとめた。内閣府は、規制改革実施計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、その実施状況に関するフォローアップを行う。また、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化の一体的な取組を推進するため、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成 29 年 3 月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定）に沿って、平成 32 年 3 月までに事業者の行政手続コストを 20%削減する。
- 個人情報等の適正な取扱いの確保（個人情報保護委員会の取組）
個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を含む官民データの利活用の推進に当たっては、基本法第 3 条（基本理念）に「官民データ活用の推進は、（中略）個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）（中略）による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない」と定められていることを踏まえ、個人情報保護委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と連携しながら、個人情報保護法の規定に則った個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう留意しつつ、推進を図る。

IV 地方公共団体との連携・協力

- ・ 官民データ利活用には、国と各地方公共団体等、各地方公共団体等との間の施策について、一定の整合性を確保し、官民データを円滑に利活用することが必要不可欠である。

基本法においては、都道府県は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（「都道府県官民データ活用推進計画」）の策定が義務付けられ、市町村は官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（「市町村官民データ活用推進計画」）の策定に努めること（努力義務）と定められている。

- ・ このため、国は、各地方公共団体による官民データ活用推進計画の策定が円滑に図られるよう、平成 29 年度秋頃を目途に、特に地方公共団体の取組を促すものを選定した上で、地方公共団体における計画の雛型を作成する¹⁹。
- ・ また、地方公共団体における計画の策定や施策の実施等に係る負担に配慮しつつ、国は、国が策定する「官民データ活用推進基本計画」の周知広報、地方公共団体からの求めに応じた国からの情報提供、法制上の措置も含め必要な支援等を行う。
- ・ 都道府県及び市町村による計画が可能な限り早期に策定され、関連する施策との連携が図られることで、国全体として官民データの利活用が一体的に進むよう、地方公共団体との連携・協力を強力に推進することとする。

V 事業者等との連携・協力

- ・ 今後、ヒト、モノが相互にネット上でつながっていく時代において、政府や地方公共団体といった官のみならず、事業者等においても、自らが保有するデータを抱え込むのではなく、分野を超えて利活用し、様々な知識や知恵を共有することが新たな技術やサービスの開発等を促すものという認識を有することが重要である。
- ・ このような観点から、基本法では、事業者についても、データのオープン化も含め、積極的に官民データ活用の推進に努めることや、契約の申込みその他の手続に関し、オンライン処理を促進するために必要な措置を講ずることなどが規定されているところである。
- ・ 他方、事業者等が保有するデータは自らの事業等を展開する中で収集したデータであり、この中には個人や法人の権利利益に関するもののほか、事業活動における他者との競争上重要なデータ（競争領域のデータ）も含まれている一方、災

¹⁹ 平成 29 年 3 月に神奈川県横浜市が、同市における官民データ活用推進計画の策定に係る条例を制定した。

害時における官民のデータの共有による被災者支援をはじめ、自動運転の開発で一部のプローブ情報の共有などに見られるように事業活動そのものにおいても、データの共有が新たな付加価値を生むようなデータ（協調領域のデータ）も含まれているものと考えられる。

- このため、事業者等の保有するデータについても、例えば、業界団体等において協調領域のデータについてはできる限り共有する方向で取り組むことが望まれるとともに、政府においても、個人や法人の権利利益や国の安全等が阻害されることのないよう配慮し、競争領域と協調領域にも留意しつつ、官民データの相互の連携が可能となるよう、事業者等に対する意識の啓発、標準化や API 連携も含めたプラットフォームの整備など、官民データの利活用を促進する上で、事業者等との連携や協力を積極的に推進し、そのための環境整備を行っていくことが必要である。

第2部 官民データ活用推進基本計画

I 官民データ活用推進基本計画に基づく推進の施策

「官民データ利活用社会」のモデルを構築するため、基本法第8条に規定する官民データ活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

基本計画は、新しい社会インフラとしての「データ利活用のための基盤」の整備を、国と各地方公共団体等が一体となって全体を俯瞰しながら取り組むためのいわば「見取図」である。

この「見取図」を基に、国際機関、事業者、団体等が取りまとめる IT 関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指すべく、国は、具体的施策について全体を俯瞰しつつ、また、世界の中での我が国の IT 関連技術開発の置かれた状況も的確に把握しながら総合的に推進するものとする。

基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとされている（基本法第8条）。

- ① 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- ② 国の行政機関における官民データ活用に関する事項
- ③ 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
- ④ 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策
- ⑤ 上記のほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

I-1 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

I-1-1 基本計画の策定とその着実な実施

- ・ 基本計画では、国、地方公共団体、事業者等における官民データの利活用に関する具体的施策について、これまでの取組と課題を整理した上で、今後の方向性を示す。また、具体的施策については、以下の点を踏まえ、取り組むものとする。
 - 施策の内容が、国民や事業者等（利用者）の便益や公共価値（Public Value）の向上にどのようにつながるのかなどの政策目標を、適切かつ明確にすること。
 - 認識した課題やその解決に向け、具体的な事実関係に基づいた施策とすること。
 - 他の施策との間で重複がなく、関係する府省庁、地方公共団体、事業者等との間で、適切かつ効果的な分担・連携を図ること。

- 施策のスケジュール、指標（KPI）の設定については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視することとし、出来るだけ定量的に示すこと。
- ・ 基本計画で示す具体的施策の進め方については、施策によってまちまちであり、具体的施策の達成期限を一律に設定することは困難であるが、国と各地方公共団体が一体となって基本計画の具体的施策を着実に実施するためには、少なくとも各々の具体的施策が実現することで、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされるかを示し、共有しておくことが不可欠である。
- ・ また、そのメリットの実現に向かって、マイルストーンを設けることも重要であることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される3年後の平成32年を一つの区切りとした上で、それまでにどこまで達成するかといった目標等を定めることも必要である。
- ・ その際、政府CIOを司令塔とした以下の見直しの取組を通じて、随時、基本計画の具体的施策の内容等を調整しながら、目標に向かってPDCAサイクル（P、D、C、Aの各々の過程におけるPDCAを含む。）を推進し、スパイラルアップを目指す。その際、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行い、成果の達成度合等について評価を行うこととする。
 - ① 基本計画の具体的施策について、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、その評価結果を踏まえた見直し²⁰
 - ② 今後の技術の進展や新たに登場するサービス等の動向、国民や事業者等のニーズを踏まえ、基本計画の具体的施策を進める中で、更に対応すべき課題や、当初の基本計画では想定しなかった新たな課題やメリット、KPI等を修正・追加するなどの見直し

I-1-(2) 重点分野の指定（分野横断的なデータ連携を見据えつつ）

- ・ 前提として、データ大流通時代においては、将来的に誰もが官民データを分野横断的に利活用できるものとなり、ヒト・ヒト、ヒト・モノ、モノ・モノのインターネット上のつながりの深化により、将来を見据えたプラットフォームの整備が必要となる。他方、分野によって、データ標準化やデータ連携の進捗状況に差があるため、現時点においては、分野横断的なデータ連携を見据えつつ、政府、地方公共団体、事業者等が保有するデータの集積を進めるとともに、各分野ごとのデータ標準化やデータ連携を進めることも重要である。
- ・ 基本計画に示す各種施策の効果を最大限に発揮していくためには、あれこれ手を出すのではなく、選択と集中、各種施策における事実関係の正確な把握と

²⁰ 重点分野のうち、重点的に講ずべき施策は四半期毎、それ以外の施策は年1回実施する。

PDCA、その対策の中で得られたノウハウの共有と横展開等を適時適切に行っていくことが必要である。

そこで、我が国が集中的に対応すべき、①経済再生・財政健全化、②地域の活性化、③国民生活の安全・安心の確保といった諸課題に対し、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される8つの分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動）を重点分野として指定する。

① 経済再生・財政健全化の課題解決に資する分野

ア) 社会保障制度改革を含む行財政改革の推進については、IT化・業務改革（BPR）による国民の利便性の向上、事業活動の促進や行政コストの削減等が期待される「電子行政分野」、AI、IoTなどの技術や官民データの利活用による、効果的な治療、重症化予防等を通じた社会保障費削減等が期待される「健康・医療・介護分野」。

イ) 生産性の向上、イノベーションの創出と人材の強化、働き方改革の実現については、AI、IoTなどの技術と官民データの利活用を通じた産業の革新（コネクテッド・インダストリーズへの変革）等により、例えば、中小企業等における効率的な在庫調整等を通じた、労働生産性の向上や工員等の働き方改革等が期待される「ものづくり分野」や、FinTech等による新サービスやイノベーションの創出等が期待される「金融分野」等（そのほか、観光、農林水産、インフラ、移動分野²¹⁾）。

② 地域の活性化の課題解決に資する分野

- ・ AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、新たに掘り起こされる観光需要に応じた地域の高齢者等の雇用創出等が期待される「観光分野」や、中小企業や篤農家の匠の技の蓄積・継承等による、生産性向上や雇用創出等が期待される「ものづくり分野」や「農林水産分野」等（そのほか、移動分野²²⁾）。

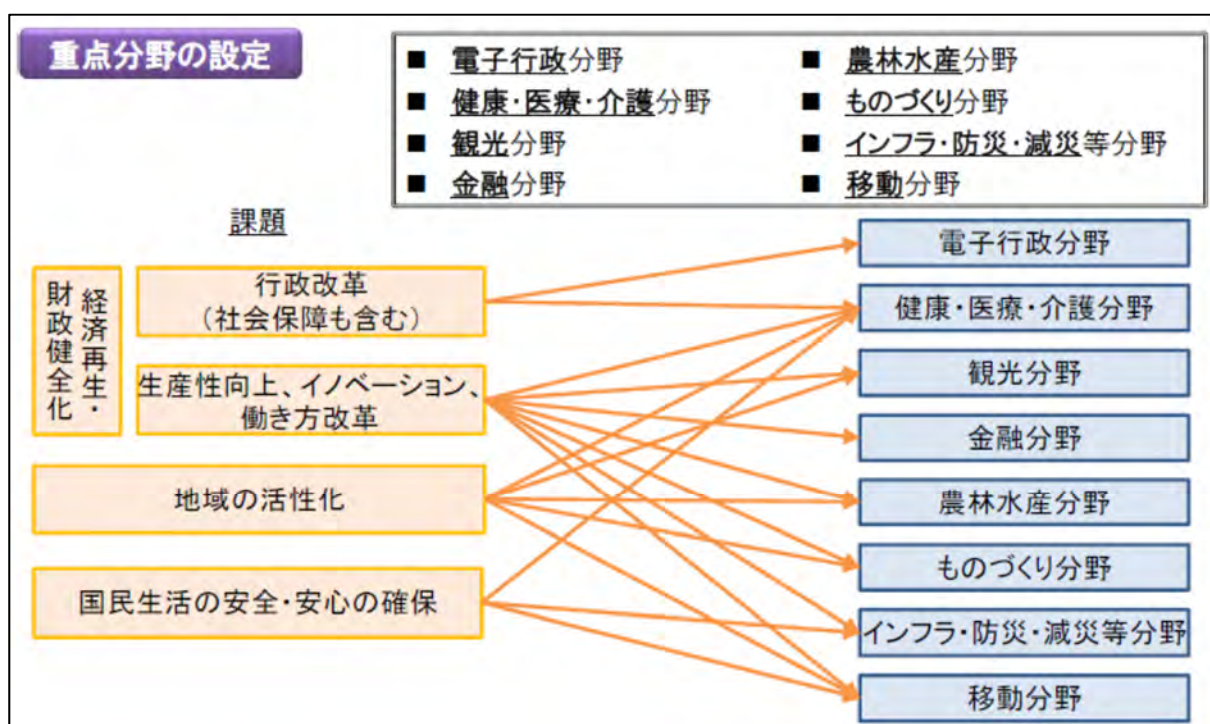
²¹⁾ AI、IoTなどの技術と官民データの活用により、例えば、観光分野では、観光をきっかけとした観光先でのビジネス創出や起業、農林水産分野では収量や農作物の品質向上、インフラ分野では建設現場工程の効率化、移動分野では道路や公共交通の混雑緩和や物流効率化など、諸課題の解決が期待される。

²²⁾ AI、IoTなどの技術と官民データの活用により、例えば、移動分野では、自動運転による地域の高齢者等の移動支援など、諸課題の解決が期待される。

③ 国民生活の安全・安心の確保の課題解決に資する分野

- AI、IoT などの技術と官民データの利活用により、個人の生活や身体に合わせた健康管理のアドバイスや、遠隔医療の活用、エビデンスに基づく効果的な治療・介護等が期待される「健康・医療・介護分野」、有線・無線ネットワークの多重化やLアラート（災害情報共有システム）等をベースとして、平常時における災害リスクの予防・予知や、発災・復旧時の円滑な支援策等が期待される「インフラ・防災・減災等分野」。

<諸課題と重点分野の関係>



- 上述の重点分野ごとに、データ利活用推進の観点から、国際機関、事業者、団体等が取りまとめる IT 関連の各種ランキングにおいて世界最先端を目指すべく、重点的に講ずべき施策を選定。更に、その重点的に講ずべき施策については、政府 CIO の評価を基に、既存の施策を見直しつつ、重点的に投資できるよう予算に反映。

I-1-(3) 国と各地方公共団体の施策の整合性の確保

- 官民データの利活用による効果を最大限に発揮するためには、国と各地方公共団体等、各地方公共団体等の間で官民データを横断的に利活用できる環境を整備しつつ、国全体として一体的に施策を展開できるようにすることが重要である。

- ・ そのためには、国と各地方公共団体が、個々にシステム改革等を進めるのではなく、特に、いわゆるクラウド・バイ・デフォルトの考え方に基づく、国や各地方公共団体の情報システム改革・業務の見直し（BPR）や、データ（語彙、コード、文字等）、API、認証機能等の標準化を通じた分野横断的なプラットフォームの整備等の方針を国が定め、これに基づき国と各地方公共団体が一体的に進める。

I－1－(4) 成果の横展開

- ・ これまでの国や地方での着実な成果や、基本計画の具体的施策の実施により得られる成果については、我が国全体に展開することとし、「国から地方へ」、「地方から全国へ」の横展開を基本的な方針としつつ、「一億総活躍」、「働き方改革」、「地方創生」、「女性の活躍促進」、「国土強靱化」などの諸課題の解決に向け、官民データの利活用に関する取組を強化する。

I－1－(5) 官民データ活用による EBPM の推進

- ・ 国民に信頼される行政を展開するためには、EBPM サイクルの構築²³により、政策部門が、官民データ等を積極的に利活用して、証拠に基づく政策立案を推進する必要がある。その取組の第一歩として、EBPM 推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じて EBPM を実践し、手法の開発を行いつつその適用範囲の拡大を図るほか、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）に基づき着実に EBPM を推進する。

²³ EBPM の推進には、政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない。この基盤をなすのが、統計等データなどの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（EBPM サイクル）を構築することが必要である。

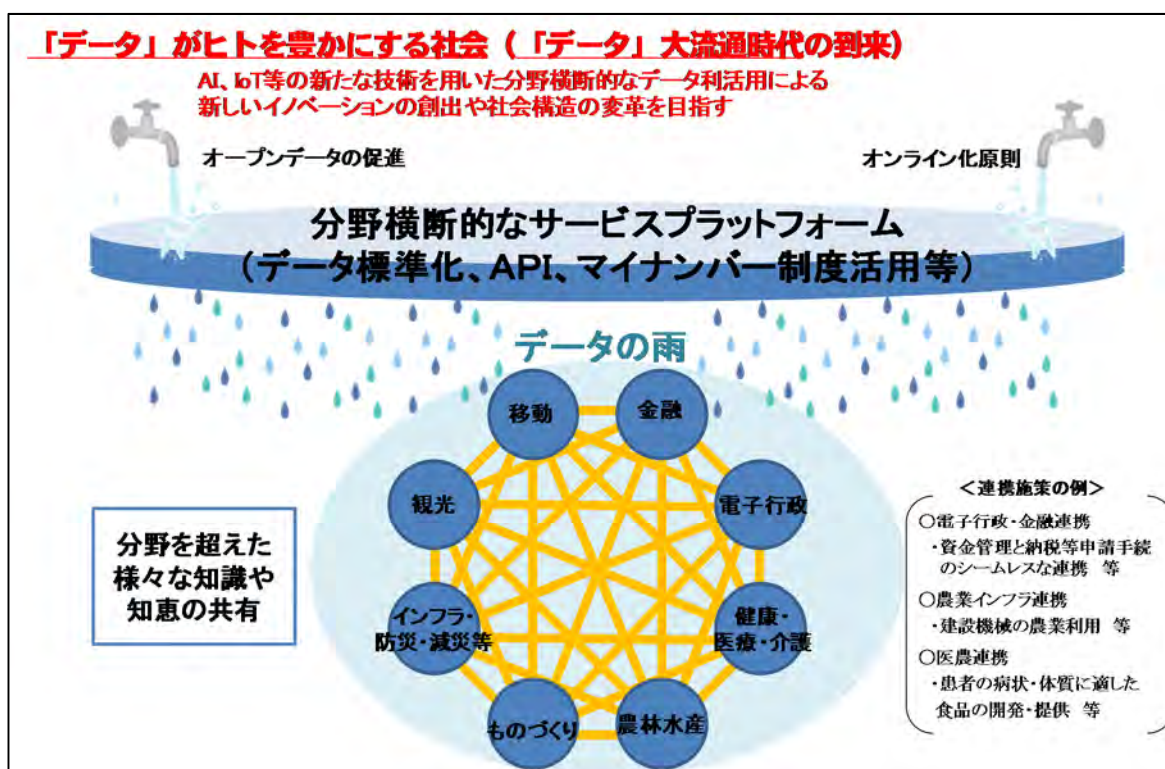
I-2 具体的施策

[重点分野ごとのメリットの提示] (分野横断的なデータ連携を見据えつつ)

- ・ I-1-(2)で指定した8つの重点分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動）は、それぞれが独立した分野として存在するのではなく、互いに深く関係し合っ組み合わさり、サービスの革新や異業種の連携が起こることで、更なる付加価値の向上、新しいサービスやイノベーションの創出が見込まれる。
- ・ データの利活用を通じ、人類の知識や知恵を共有することにより、個人、家族、地域社会、事業者等、政府（国・地方公共団体）、世界が各々のレベルにおいて価値を高めていくことが可能な社会の到来に備えて、これらの重点分野を横断する官民データの利活用が重要となることから、データ標準化や API 連携、マイナンバー制度の活用等、官民データがシームレスにつながるような分野横断的なサービスプラットフォームを基盤としていく。

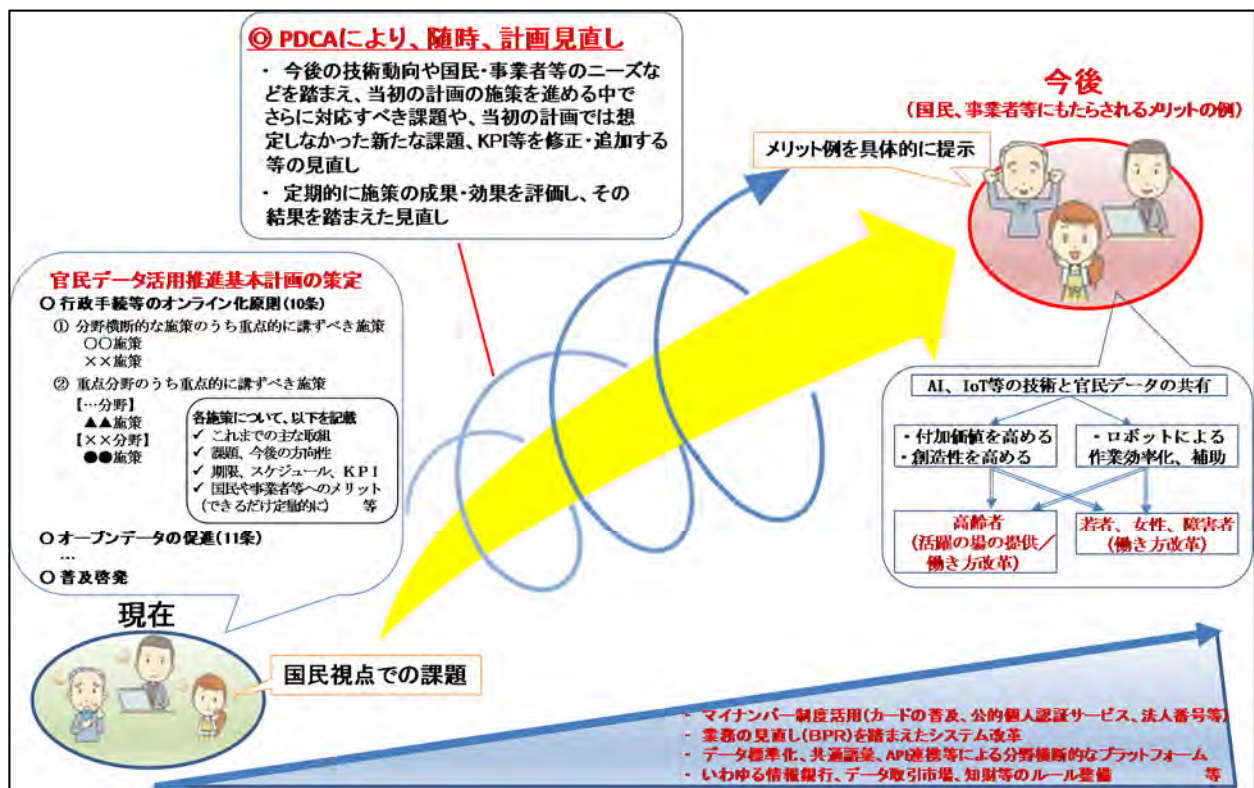
分野横断的なサービスプラットフォームに集積された様々なデータは、「データの雨」となって様々な分野に降り注ぎ、官民が共通で利用できる新しいサービスやイノベーションの創出に寄与をもたらすと考えられる。

<分野横断的な官民データ利活用に向けて>

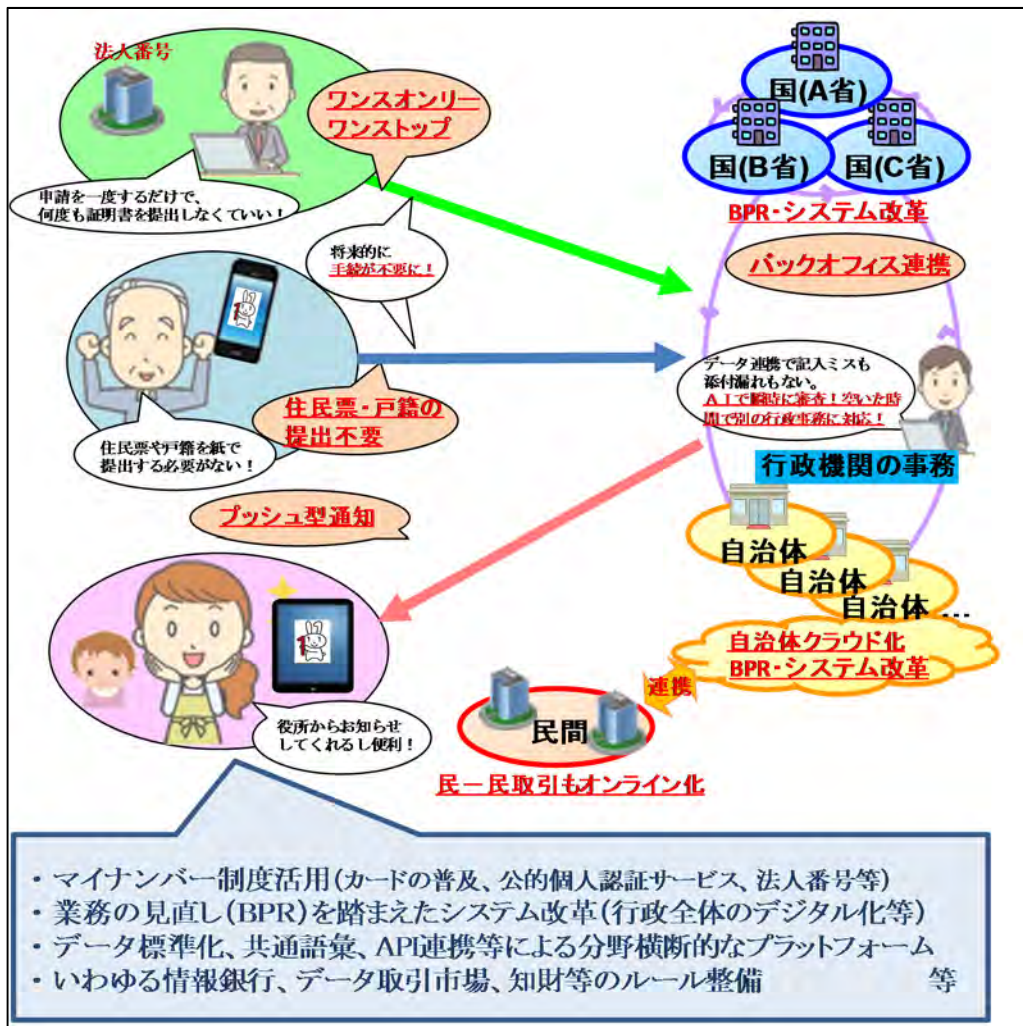


- ・ 将来的には分野横断的な連携を見据えつつ、現時点においては、政府、地方公共団体、事業者が保有するデータの集積を進めるとともに、各分野ごとのデータ標準化やプラットフォームの構築を推進することとする。
- ・ 基本計画を策定するに当たって、各々の重点分野において、国と各地方公共団体が一体となって具体的施策を着実に実施し、官民データの利活用を推進することにより、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされると期待されるのかを示し、意識を共有することが重要である。
- ・ マイルストーンとして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される3年後の平成32年を一つの区切りとした上で、それまでにどこまで達成するのか、目標等を定める必要がある。
- ・ 以上を踏まえ、各々の重点分野ごとに、国民・事業者等にもたらされる現時点で想定されるメリットのイメージ及び重点的に講ずべき施策の事例を以下に示す。

<重点分野における施策により実現される、国民・事業者等にもたらされる現時点で想定されるメリットのイメージを提示>



<電子行政分野の今後（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）>



[重点的に講ずべき主な施策]

オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- ・行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し
- ・その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革(行政全体のデジタル化(ペーパーレス化含む)、自治体クラウド化等)、オンライン化原則に向けた一括整備
- ・行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化
- ・社会保険・労働保険関連事務のIT化・ワンストップ化(電子的利用率向上等)
- ・ブロックチェーン等を活用した政府の業務改革の推進
- ・法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携
- ・マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達
- ・不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化 等

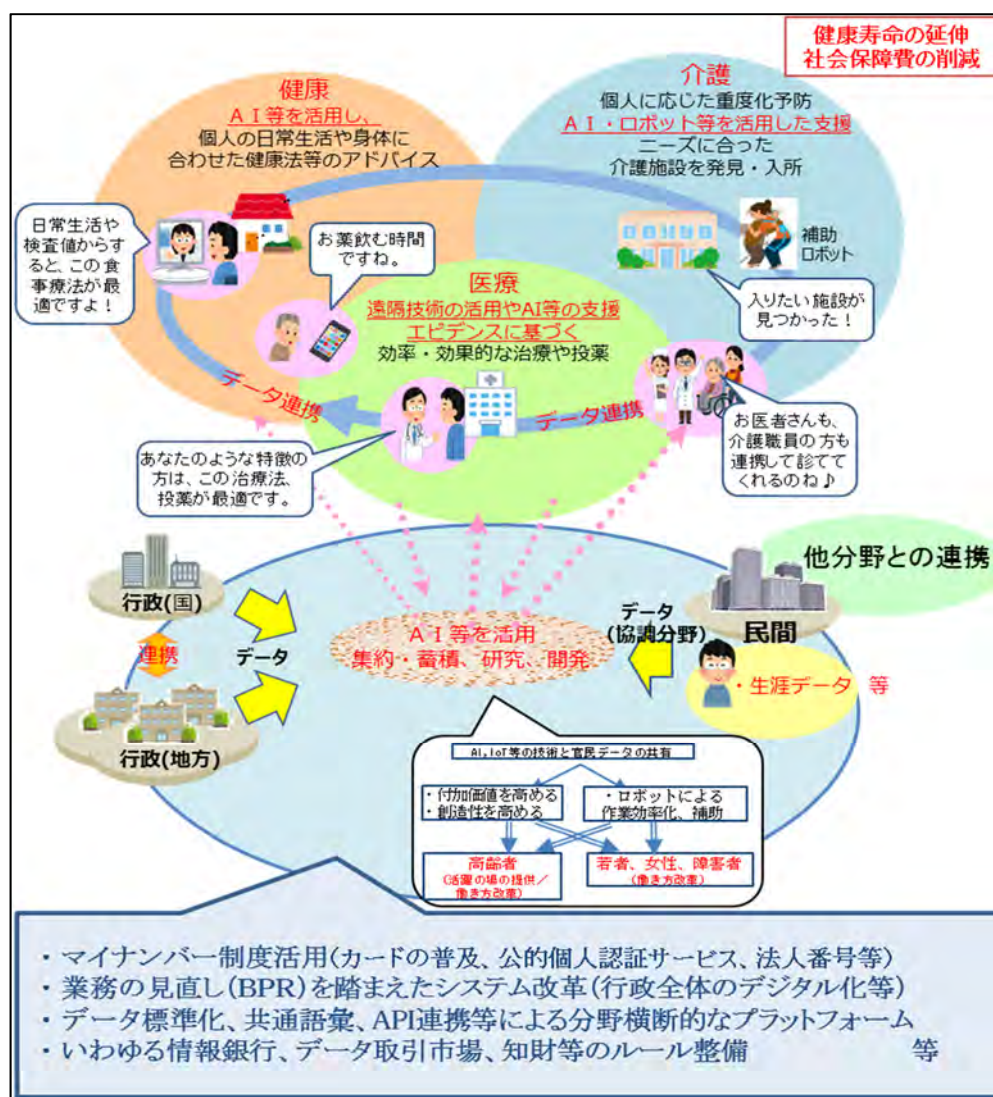
オープンデータの促進

- ・国等が保有する行政データの棚卸し
- ・官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに則したオープンデータ推進)
- ・不動産登記情報の公開の在り方の検討
- ・登記所備付地図データの事業者等への提供
- ・政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備
- ・統計データのオープン化の推進・高度化
- ・法人情報の利活用促進 等

マイナンバーカードの普及・活用

- ・子育てに続き介護・相続等のライフイベントにかかるワンストップサービスの推進
- ・利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現
- ・マイナンバーカードの多機能化推進(マイキープラットフォーム活用等) 等

<健康・医療・介護分野の今後（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）>



[重点的に講ずべき主な施策]

オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し
- その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革、オンライン化原則に向けた一括整備法
- 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化
- 医療保険業務(診療報酬における審査業務等)の効率化・高度化 等

オープンデータの促進

- 国等が保有する行政データの棚卸し
- 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに則したオープンデータ推進) 等

データ利活用のルール整備

- 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現(いわゆる情報銀行等のルール整備)
- 匿名加工医療情報の作成に関する認定制度の整備 等

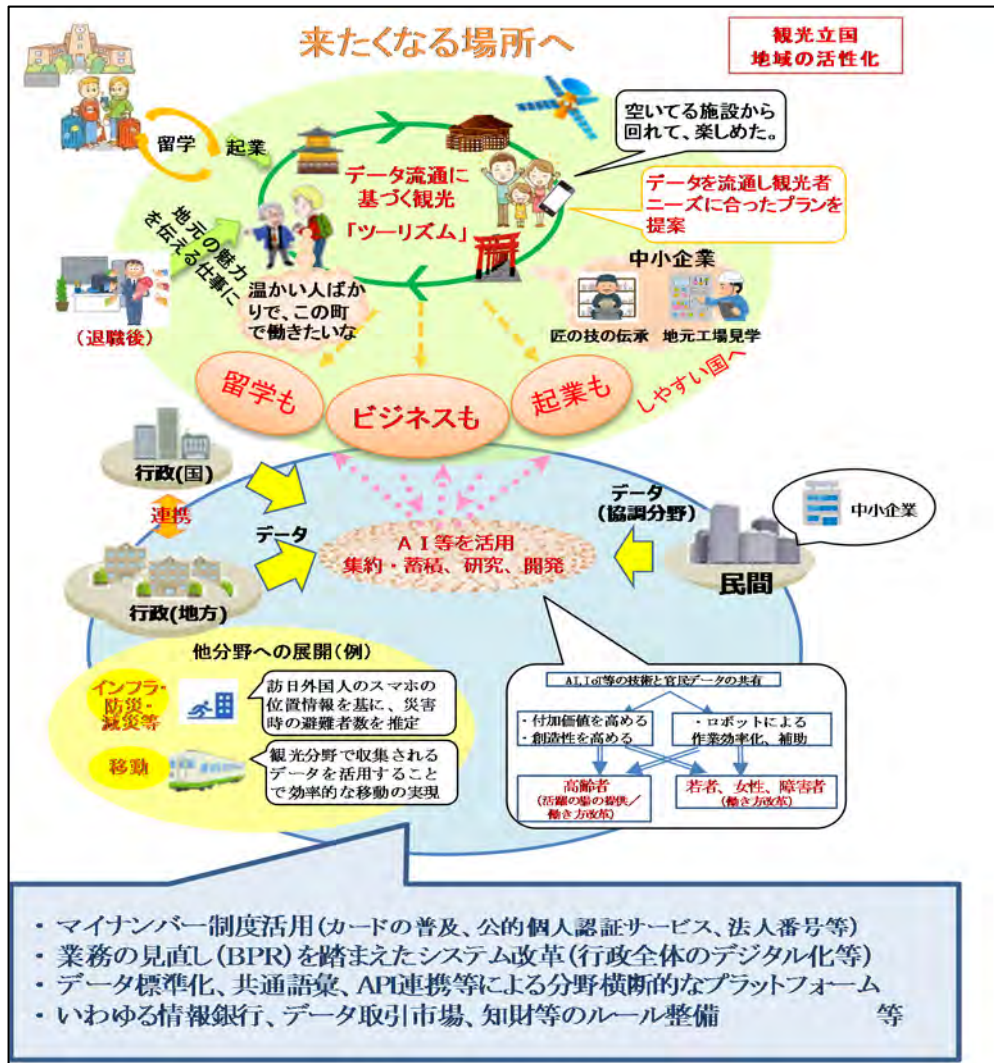
データ連携のためのプラットフォーム整備

- 医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等ID制度導入
- 電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策 等

デジタルバйд対策、研究開発等

- ICT等を用いた遠隔診療の推進
- 利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等
- 高精細映像データの収集・解析およびAIを通じて診療支援(AI、8K等高精細技術開発) 等

<観光分野の今後（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）>



[重点的に講ずべき主な施策]

オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し
- その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革、オンライン化原則に向けた一括整備法
- 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化 等

オープンデータの促進

- 国等が保有する行政データの棚卸し
- 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに則したオープンデータ推進)
- 訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進(自治体保有の情報の公開促進を含む)
- 公共交通機関の運行情報(位置情報等)等のオープンデータ化(後掲) 等

データ利活用のルール整備

- 情報銀行等の仕組みを活用した観光おもてなしビジネス実現に向けた検討 等

データ連携のためのプラットフォーム整備

- 観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMOネット」を提供 等

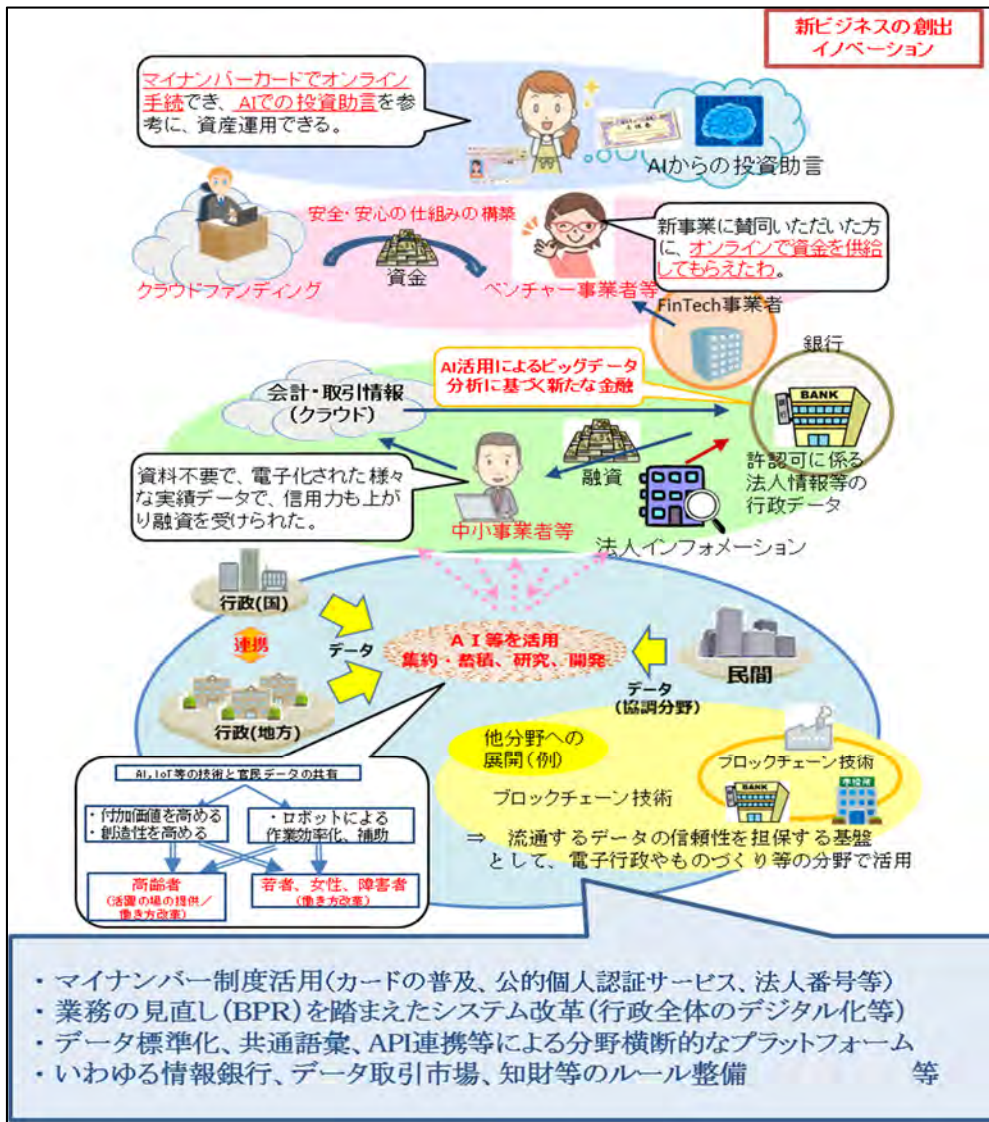
マイナンバーカードの普及・活用

- マイナンバーカードを活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討 等

デジタルデバйд対策、研究開発等

- 4K・8K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等(東京オリ・パラ等)
- 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 等

<金融分野の今後（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）>



[重点的に講ずべき主な施策]

オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- ・ 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し
- ・ その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革、オンライン化原則に向けた一括整備法
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化 等

オープンデータの促進

- ・ 国等が保有する行政データの棚卸し
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに則したオープンデータ推進) 等

データ利活用のルール整備

- ・ 金融分野の事業者等が保有するデータの利活用の推進
- ・ 電子レシート(購買履歴)導入の検討 等

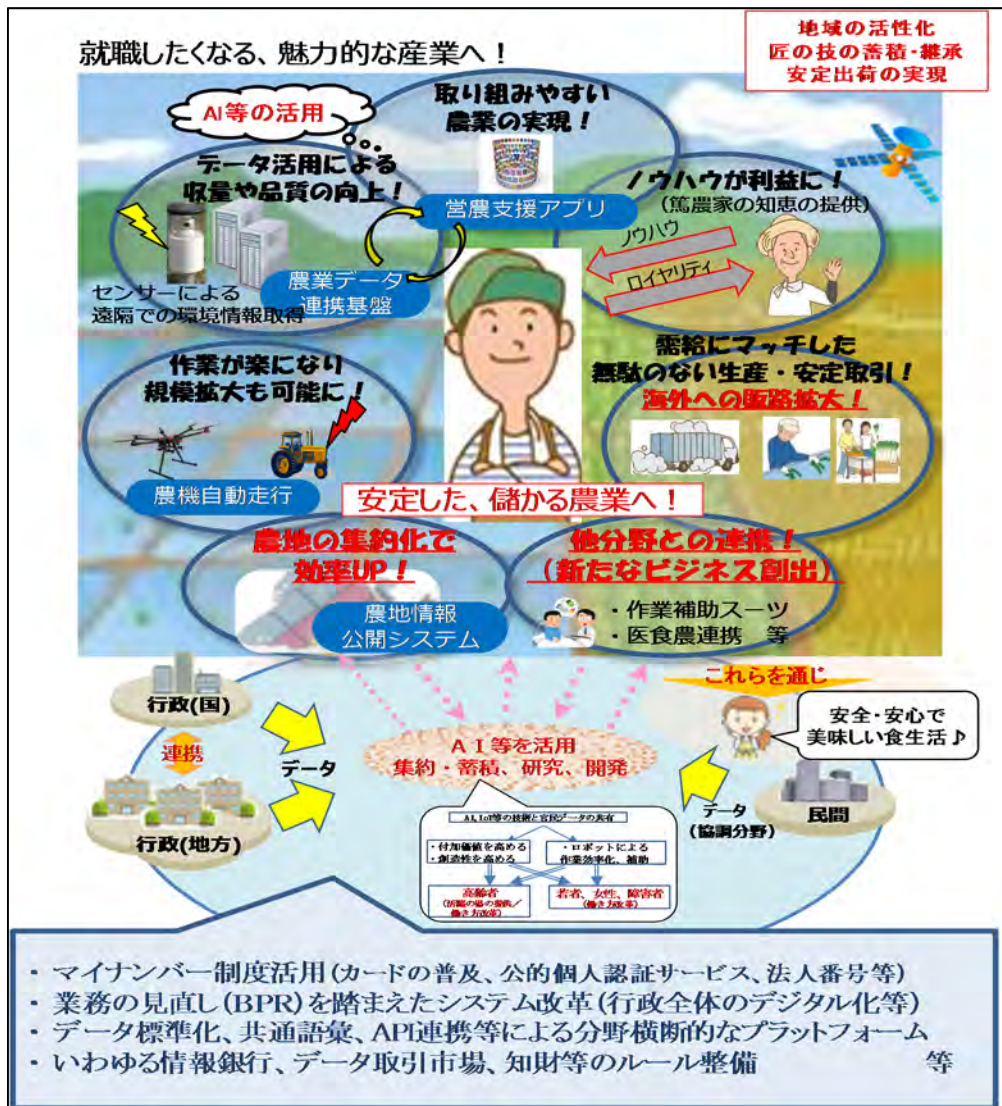
データ連携のためのプラットフォーム整備

- ・ 銀行システムのAPI(外部接続口)の公開の促進(オープンAPIの導入)
- ・ 電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討 等

マイナンバーカードの普及・活用

- ・ 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進 等

<農林水産分野の今後（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）>



[重点的に講ずべき主な施策]

オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- ・ 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し
- ・ その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革、オンライン化原則に向けた一括整備法
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化 等

オープンデータの促進

- ・ 国等が保有する行政データの棚卸し
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに則したオープンデータ推進)
- ・ 農業関係情報のオープンデータ化の推進
- ・ 気象情報の利活用の促進(省令等必要な制度見直し、セミナーを通じた利活用促進) 等

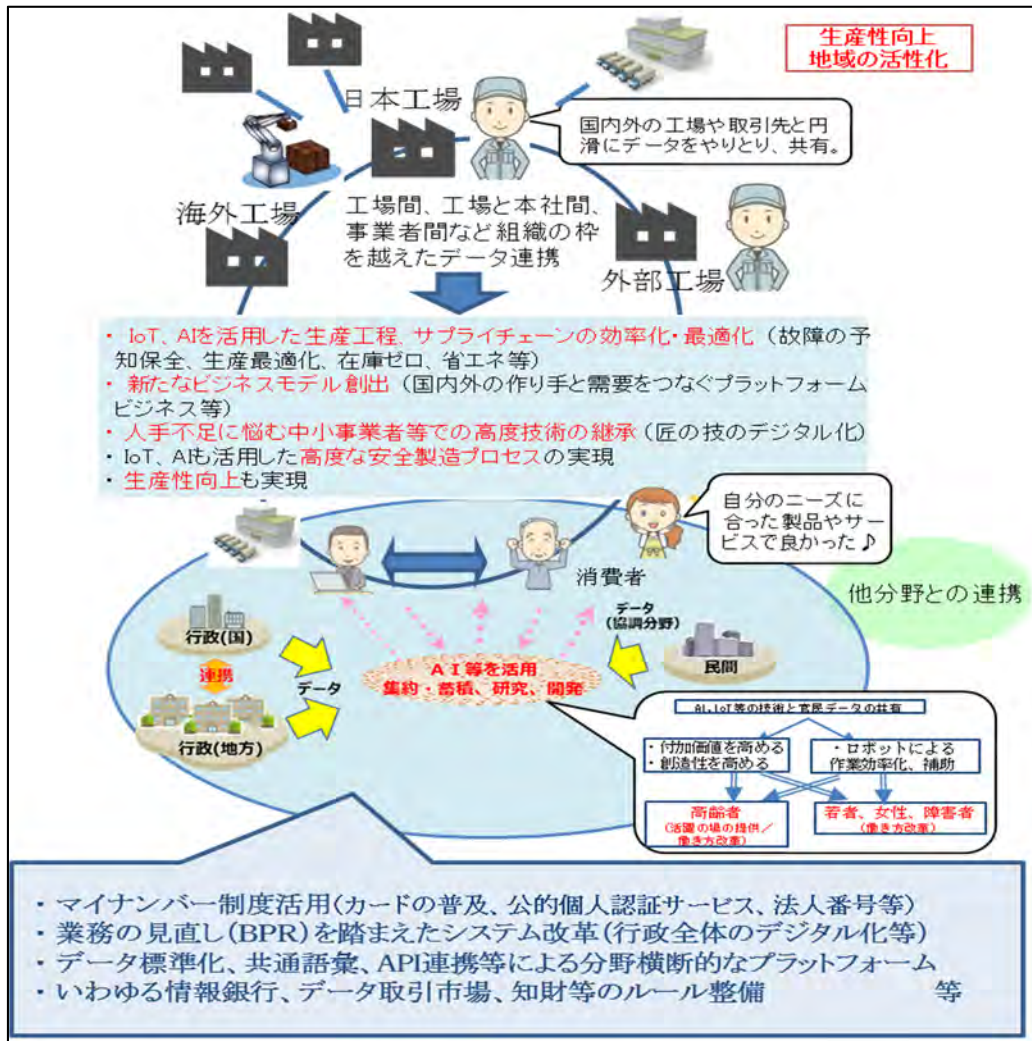
データ連携のためのプラットフォーム整備

- ・ 農業データ連携基盤の構築(官民が保有する農業情報の利活用基盤)
- ・ 農業情報の標準化(生育調査等)の推進
- ・ 農地情報公開システムの機能拡充
- ・ 森林施業集約化に向けた林地台帳の整備 等

デジタルデバйд対策、研究開発等

- ・ ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現
- ・ 農業におけるAI、IoT、ロボット、準天頂衛星等の先端技術の活用に向けた研究開発 等

<ものづくり分野の今後（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）>



[重点的に講ずべき主な施策]

オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し
- その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革、オンライン化原則に向けた一括整備法
- 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化
- 社会保険・労働保険関連事務のIT化・ワンストップ化(電子的利用率向上等) 等

オープンデータの促進

- 国等が保有する行政データの棚卸し
- 官民ラウンドテーブルの開催（民間ニーズに則したオープンデータ推進）
- 公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進 等

データ利活用のルール整備

- スマートホーム/ハウスの新サービス創出のためのルール整備
- IoT推進コンソーシアム等の取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成
- データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成
- データ利用権限の明確化を通じたデータ流通・活用の促進 等

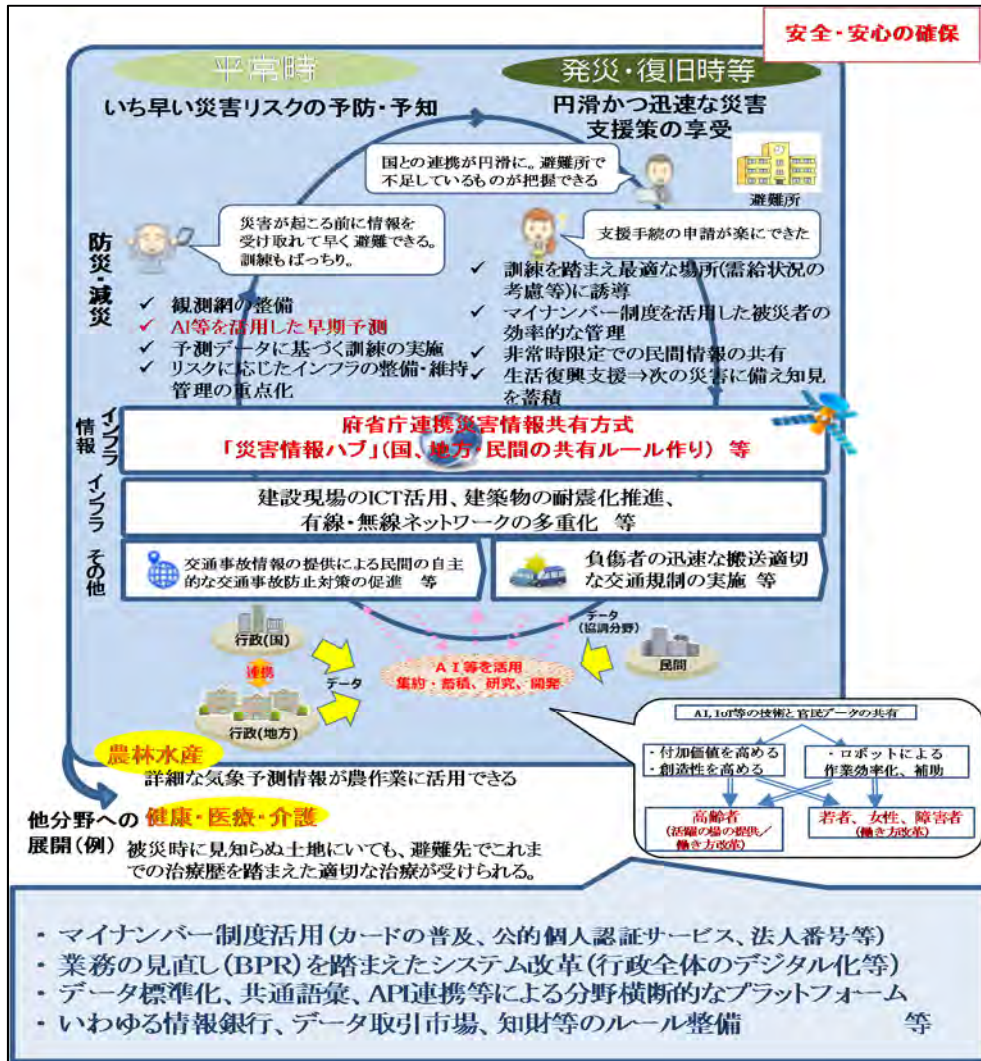
データ連携のためのプラットフォーム整備

- 海事生産性革命(i-Shipping)
- 産業保安におけるビッグデータ利活用促進 等

デジタルデバイド対策、研究開発等

- 官民データ利活用による中堅・中小企業の生産性向上（IT・ロボット導入に関する専門家による支援等） 等

＜インフラ・防災・減災等分野の今後(国民、事業者等にもたらされるメリットの例)＞



[重点的に講ずべき主な施策]

オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- ・ 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し
- ・ その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革、オンライン化原則に向けた一括整備法
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化
- ・ 社会保険・労働保険関連事務のIT化・ワンストップ化(電子的利用率向上等)等

オープンデータの促進

- ・ 国等が保有する行政データの棚卸し
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに則したオープンデータ推進)
- ・ i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進
- ・ 交通事故及び犯罪に係る情報の公開の在り方の検討等

データ連携のためのプラットフォーム整備

- ・ 国・地方自治体・事業者等における災害情報の共有の推進
- ・ 地理空間情報(G空間情報)の流通基盤の整備等
- ・ 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化(当該システムを活用した安全確認サービスの伝送等)等

マイナンバーカードの普及・活用

- ・ 災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討等

デジタルデバйд対策、研究開発等

- ・ 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進
- ・ 豪雨・竜巻予測技術の研究開発等

<移動分野の今後（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）>



[重点的に講ずべき主な施策]

オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- ・行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の纏削し
- ・その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革、オンライン化原則に向けた一括整備法
- ・交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進(フォーマットの統一化等) 等

オープンデータの促進

- ・国等が保有する行政データの纏削し
- ・官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに則したオープンデータ推進)
- ・「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進(うち、自動運転に必要なデータのオープンデータ化等)
- ・ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進(データを活用した移動支援サービス等)
- ・公共交通機関の運行情報(位置情報等)等のオープンデータ化 等

データ連携のためのプラットフォーム整備

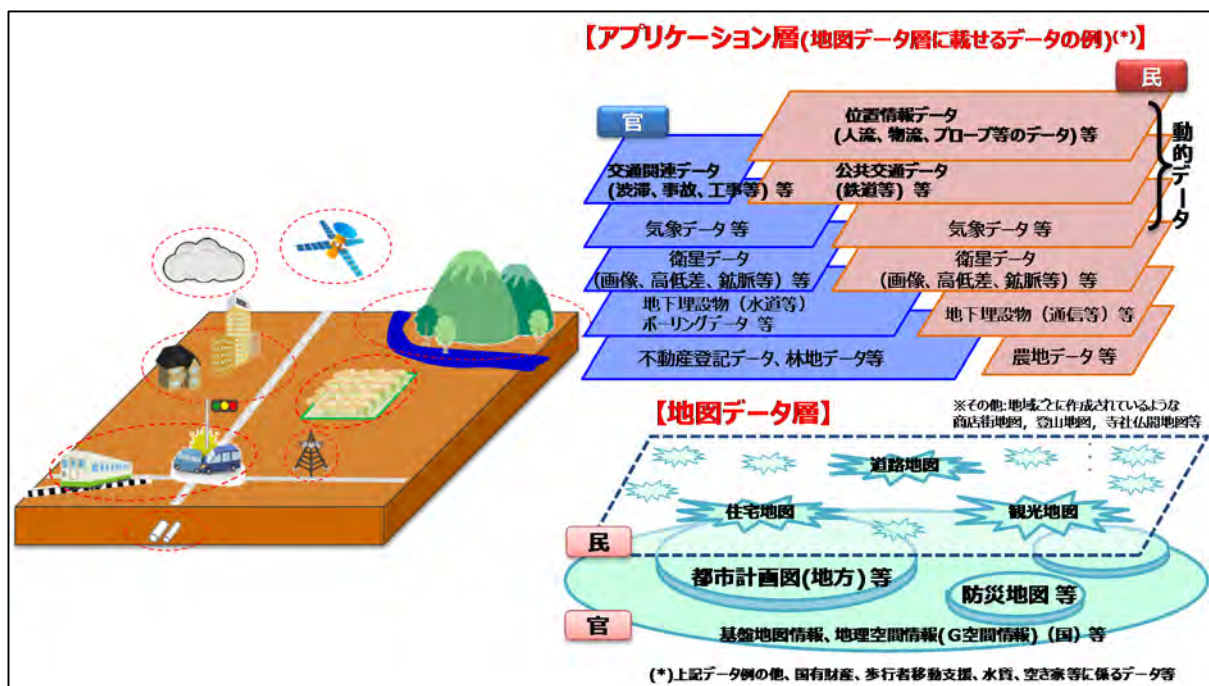
- ・自動車関連情報の利活用の推進(自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービス) 等

デジタルデバйд対策、研究開発等

- ・「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進(政府全体の制度整備の方針取りまとめ等)
- ・自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な
- ・自動運転等の開発に必要なソフトウェア人材の育成
- ・小型無人機(ドローン)の技術開発と産業利用の推進 等

※ 主に移動分野においては、特に利活用のニーズが高い、重要な官民データとして、地図に関する官民データが考えられる。それらを、基盤となる地図データ層のデータ（官（基盤地図情報、都市計画図、防災地図等）、民（住宅地図、道路地図、観光地図等））及び地図データ層の上に載せられる様々なアプリケーション層のデータの2層に分類し、以下の図に整理した。

<地図に関する官民データ>



※ なお、データ利活用の推進に当たっては、個人情報やプライバシーの保護、サイバーセキュリティ対策、知的財産権の在り方の検討、データの品質や信頼性・安全性の確保、AI、ロボット時代の倫理の在り方の検討等、同時並行的に対策を講じる。

施策集

II 施策集

目次

(1)	行政手続等のオンライン化原則【基本法第 10 条関係】	39
(2)	オープンデータの促進【基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】、 データの円滑な流通の促進【基本法第 11 条第 3 項関係】	44
(3)	データ利活用のルール整備【基本法第 12 条関係】	52
(4)	マイナンバーカードの普及・活用【基本法第 13 条関係】	56
(5)	利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）【基本法第 14 条関係】	61
(6)	情報システム改革・業務の見直し【基本法第 15 条第 1 項関係】	65
(7)	データ連携のためのプラットフォーム整備【基本法第 15 条第 2 項関係】	70
(8)	研究開発【基本法第 16 条関係】	77
(9)	人材育成、普及啓発等【基本法第 17 条、第 18 条関係】	83
(10)	国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第 19 条関係】	88
(11)	国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	89

[基本的施策ごとの重点的に講ずべき施策]

- ・ 前述の重点分野ごとに期待されるメリットの実現のために、重点的に講ずべき施策を、基本法第10条から第19条までに規定する基本的施策ごとに、スケジュール、KPI等を整理した上で、次項以降に示す。
- ・ 施策を実施する上で、課題の把握自体が十分に行われていないものも多く存在しており、そのような施策については、政府CIOを中心にフォローアップを行う際に、課題やスケジュール、KPI（進捗、効果）を更に明確化していくこととする。
- ・ 具体的施策の内容によっては、基本法第10条から第19条までに規定する複数の基本的施策に関連するものもある。具体的施策が、どの基本的施策と関連するのかが分かるよう整理しつつ、総合的かつ効果的に具体的施策を実施することとする。
- ・ あわせて、基本法第9条に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が、それぞれ地方版の計画を策定することとされていることを踏まえ²⁴、各地方公共団体がその計画に基づき実施する施策と、国が策定する基本計画の具体的施策との関連性についても整理しつつ、実施する。

²⁴ 基本法第9条では、都道府県は、国の基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データの利活用の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県官民データ活用推進計画）を定めることとされている。特別区を含む市町村は、国の基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（市町村官民データ活用推進計画）を定めるよう努めることとされている。

II-1-1(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第10条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 平成14年に行政手続の電子化を可能とする行政手続オンライン化法（平成14年法律第151号）が制定された。平成25年には、個別の改革事項28項目（国税関係書類のスキャナ保存要件の緩和、高校での遠隔授業の正規授業化等）から成るアクションプランを策定し、各種制度改革が進展している。
- ・ 平成28年には網羅的な実態把握を行い、国の手続では法令上の規制はないもののオンライン化されていない手続や、オンライン化されていてもオンライン利用率が低い手続が多数あること等が明らかになる一方、特に地方公共団体の手続の更なる実態解明が必要である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 行政手続等の棚卸し

- 行政手続等の実態（法令等における書面・対面規定の洗い出し、添付書類の重複確認等）を把握するための棚卸しが必要。
- 平成29年度末までに棚卸しの結果を取りまとめ、それを踏まえ、府省庁は行政手続ごとにオンライン化原則に向けた見直しの期限や平成32年度までの目標値（進捗率、縮減額等）を明らかにした計画を策定。
- オンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進により、例えば、住民票の写しや戸籍謄抄本の提出不要化等、サービス利用者と提供者双方の負担の最小化と、質の高い行政サービスを実現。

KPI（進捗）：棚卸し進捗率

KPI（効果）：行政手続等ごとのコスト縮減額等

・ 地方一民の行政手続の棚卸し

- 地方公共団体の行政手続の実態（手続件数、添付書類の重複確認等）を把握するための棚卸しを実施する必要。
- 棚卸しの結果を踏まえ、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策を平成29年度末までに取りまとめ、地方公共団体において策定する官民データ活用推進計画に組み込まれることを促進。また、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策のとりまとめに合わせ、進捗等に関するKPIを設定。
- これにより、国民が窓口に出向かず各種行政の申請をWeb上で完結できること、行政機関等からの情報をWeb上でプッシュ型通知により受け取ることができること等を実現できる環境を整備。

・ 民一民の取引における対面・書面原則の見直し

- 民間取引における対面・書面手続の実態（法令上オンライン手続が可能だが、慣習として対面・書面手続が残っている場面の洗い出し、法令上オンライン手続ができない手続の洗い出し。）を把握するための棚卸しの実施が必要。
- 棚卸しの結果を踏まえ、見直し方策や平成 32 年までに達成すべき目標（評価指標（KPI）等）を定めたプログラムを平成 29 年度末までに策定。
- これにより、サービス利用者と提供者双方の取引コスト等の縮減を実現。

KPI（進捗）： 法令上オンライン手続不可となっている取引のうち、オンライン手続可能となった取引の数

・ オンライン化原則に向けた法整備等

- 「行政手続等の棚卸し」や「地方一民の行政手続の棚卸し」、「民一民の取引における対面・書面原則の見直し」を踏まえ、平成 29 年度中に改正が必要な個別法を把握し、平成 30 年通常国会以降、順次、一括して個別法の改正を実施。

KPI（進捗）： 個別法の改正

・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化

- 上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、住民票の写しや戸籍謄抄本等の取得や提出、処理事務に要するサービス利用者と提供者双方の負担の縮減。
- 平成 30 年上半期までに、マイナンバー制度等を活用した住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化に向けた方策を取りまとめ（見直しの期限や平成 32 年度までの目標値（具体的な KPI（進捗）の値等を含む））、それに基づき取組を実施。なお、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入については、平成 31 年度までに必要な法整備等を実施。

KPI（進捗）： 住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出が不要となった行政手続等の数

KPI（効果）： 住民票の写しや戸籍謄抄本等の取得等に要するコスト縮減額等（年間 1 千億円超）

・ 行政手続等における登記事項証明書の提出不要化

- 上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、登記事項証明書の取得や提出、処理事務に要するコストを縮減。

- 平成 30 年上半期までに登記事項証明書の添付省略が可能な行政手続等を特定し、見直し期限や平成 32 年度までの目標値（進捗率、縮減額等）を含む具体的な手順・工程表を策定し、それに基づき取組を実施。

KPI（進捗）：提出不要化した行政手続等の数

KPI（効果）：取得等に要するコスト縮減額等

・ 法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携

- 企業情報（役員の変更等）の変更等に伴い、複数の行政機関（税務署、法務局等）に同様の届出が必要となるなどのコストを縮減。
- 上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、平成30年度上半期までに、バックオフィス連携の対象とする手続やシステムを特定するとともに、平成 32 年度までの目標値（手続数、縮減額等）等を定めた方針を策定し、それに基づき実施。

KPI（進捗）：行政機関等の中でバックオフィス連携している手続の数

KPI（効果）：バックオフィス連携によるコスト縮減額等

・ マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達²⁵

- 国の電子調達システムのオンライン利用を促進し、法人側の調達に係る負担を軽減することが重要。
- 平成 29 年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえたマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムを開発。平成 30 年度に利用開始。

KPI（進捗）：マイナンバーカード・電子委任状を活用した電子調達の利用件数

KPI（効果）：電子応札率

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

・ 社会保険・労働保険関係事務の IT 化・ワンストップ化

- 社会保険・労働保険に関する手続に係る事業者の負担軽減を図るため、この分野でのオンライン利用の利便性向上を図る必要。
- 民間システム開発者との対話を通じた API 対応ソフトウェアの普及促進や添付書類の省略に取り組むとともに、業務フローの可視化、電子申請の

²⁵ 公的個人認証の更なる利用拡大やオンラインでの行政手続・民間取引における各種手続本人確認方法の合理化。

利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定。これら一連の取組について、規制改革推進会議とも連携しながら平成 32 年度までに電子化を徹底するための工程表を作成し、実施。

KPI（進捗）： 電子的申請の利用率

KPI（効果）： 行政手続のコスト削減

・ 住民税の特別徴収税額通知の電子化等²⁶

- 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、平成 28 年度から電子署名付きの電子データ（正本）の送付が可能となったものの、対応市区町村数が少数。また、特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子交付が不可。

<特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）>

- 正本の電子化を行っていない市区町村に対して、継続的に助言等の支援を実施。平成 29 年度中に平成 32 年度までの目標値（実施市区町村数）を策定。

<特別徴収税額通知（納税義務者用）>

- 平成 29 年中に電子化の可能性を検討し、結論を得次第速やかに措置。

KPI（進捗）： 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化実施市区町村の数

・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実²⁷

- 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の利用状況を踏まえつつ、普及の阻害要因が判明した場合に、その解決に向けた検討・取組を行うことが必要。
- 環境整備の進まない地域や OSS への理解が進んでいない関係団体への働きかけ、軽自動車等への対象車種拡大や輸出手続等の対象手続拡大も含めた一連の取組について、具体的な取組内容やスケジュールを平成 30 年上半期までに取りまとめ。

KPI（進捗）： OSS の導入地域数、対象車種数、対象手続数

KPI（効果）： OSS 利用率、OSS 申請件数

²⁶ 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化推進及び同通知（納税義務者用）の電子化の検討。

²⁷ 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の導入地域、対象車種、対象手続の拡大及び普及促進の実施。

・ 株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化²⁸

- 株主総会招集通知の添付書類のインターネットを利用する方法による提供を促進することにより、株主総会の招集の手続を合理化するとともに、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質の向上も図る。
- 株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる制度について、平成 30 年度中を目途に法制審議会の答申を得る。

KPI（進捗）：株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる新たな制度を利用する上場企業の数

・ 不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化

- 対面に加えて IT を活用した重要事項説明を可能にすることにより、遠距離の場合の負担が軽減されることや、対面するために要する時間の有効活用などの効果が期待。
- 賃貸取引については、平成 29 年 10 月以降、重要事項説明のオンライン化の本格運用を開始する。また、法人間売買取引については平成 29 年 8 月以降、1 年間の社会実験を行い、平成 30 年度中に結論を得る。更に、個人を含む売買については賃貸取引における本格運用の実施状況、法人間売買取引の社会実験の検討結果を踏まえて、社会実験又は本格運用を行うことを平成 30 年度中に検討。

KPI（進捗）：法人間売買取引の社会実験においてオンラインによる重要事項説明を実施した件数

KPI（効果）：不動産取引に係る重要事項説明の効率化

・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス

<子育て>

- 来庁を前提とする手続（対面）や、オンライン化されていない手続（書面）が多く、申請者の手続にかかる負担（時間、費用等）を縮減する必要性が存在。
- 子育てワンストップに関しては、平成 29 年度中にサービス検索・閲覧の開始、同年 10 月以降の保育所等の入所申請等を開始。
- これにより、国民が窓口に出向かず各種行政の申請を Web 上で完結できる、行政機関からの情報を Web 上でプッシュ型通知により受けることができることなどを実現。

KPI（進捗）：取扱機関数（地方公共団体等）

²⁸ 株主総会における議決権の電子的行使や招集通知の電子化。

KPI（効果）：平成 29 年度の実施状況を踏まえ検討

<介護、相続等>

- 高齢化社会の進展により、今後ますます高齢者に係る手続の増加が見込まれる。その中でも、介護・相続の手続は申請手続種類や申請先が多岐に亘るなど申請者に負担がかかるものもあり、マイナンバー制度の活用等により、その負担を軽減できるものがあると想定。
- 平成 29 年度内に現状の課題（介護者・相続人の負担状況、申請手続内容等）を整理し、課題解決に向けた方策を取りまとめ。平成 30 年度から、必要に応じて制度改正、マイナポータルの機能拡充等を行い、可能なものからワンストップサービスを開始。
- 手続の簡素化により介護者や相続人の負担を軽減。

KPI（進捗）：対応方針の策定

・ 産業保安手続のスマート化

- 産業保安法令（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法等）における事業者の申請手続は毎年約 25 万件にのぼるが、それらは全て現状紙申請でされており、官民ともに大きな負担。
- 平成 29 年度に①安全を前提とした現行手続の簡素化・標準化、②電子申請システムの要件定義を実施。平成 30 年度にシステムの詳細な仕様を固めた上で構築を開始し、早ければ平成 31 年度からの電子申請サービス開始を目指す。

KPI（進捗）：申請手続を電子化した手続の数

KPI（効果）：現行紙で申請されている諸手続の全面的なオンライン化

II-1-2) オープンデータの促進【基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】、 データの円滑な流通の促進【基本法第 11 条第 3 項関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 平成 24 年に「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 4 日 IT 本部決定）を策定し、国、地方公共団体、事業者において取組を開始した。現在は課題解決型オープンデータの推進として「一億総活躍社会の実現」等を強化分野に設定し、国・地方のみならず事業者の協力を求めながら進めている。（平成 29 年 5 月時点で、国のデータセット²⁹数は 19,422 件、取組済の地方公共団体は 279 団体。）

²⁹ データセットとは、データを公開する際に取りまとめられたデータの単位のこと。1つ以上のファイル（リソース）から構成されるもの（例えば白書、報告書など）。

- ・ デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物の利用環境の変化等を受け、新しい時代に対応した制度等の在り方について随時検討を行い、インターネット情報検索サービスや情報解析に関する権利制限規定等の整備・違法配信からのダウンロードの違法化（平成 21 年）、技術開発・試験のための利用に関する権利制限規定等の整備（平成 24 年）、電子書籍に対応した著作権の整備（平成 26 年）などの法的措置が講じられてきた。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 公開ルールの策定と、それに基づいた府省庁が保有する行政データの棚卸しの実施³⁰

- 潜在的なものも含め、オープンデータに対する民間ニーズを把握し、それに即したデータ公開を促進することが必要。
- 「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国等が保有するデータの実態把握に向け、平成 29 年内に府省庁が保有するデータの「棚卸し」を実施。

KPI（進捗）：棚卸し進捗率

・ 官民ラウンドテーブルの開催と、民間ニーズに則したオープンデータ推進³¹

- 平成 29 年内に実施する行政データの棚卸し結果を踏まえ、平成 29 年度下期に重点分野を中心に官民ラウンドテーブルを開催し、地方公共団体や事業者が保有するデータを含め、データの公開・活用の在り方（目標値や効果指標を含む。）を整理し、更なるオープンデータ化を推進。
- これにより、オープンデータを活用した新たなサービス創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）：官民ラウンドテーブルの開催を通じてオープンデータ化されたデータセット数

・ オープンデータ・バイ・デザインの推進³²

- 行政手続や情報システムがオープンデータを前提としていないため、各府省庁が保有するデータのオープンデータ化が限定的でデータの活用が不十分。

³⁰ 効率的に棚卸しを実施するため、オンライン化に関する行政手続等の棚卸しと併せて実施する。

³¹ 重点分野を中心に開催するとともに、民間事業者の保有するデータ（協調領域等）の公開と活用の在り方を検討。

³² 行政が保有するデータについては、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行う。

- 平成 29 年内に「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づく政府全体の実行計画を策定し、それに基づき、平成 30 年度内にオープンデータ・バイ・デザインを盛り込んだ府省庁の実行計画（KPI、取組機関等を含む。）策定率 100%を目標に推進。
- 更なるオープンデータ化を推進し、新たなサービス創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）：各府省庁での実行計画策定率

KPI（効果）：オープンデータ・バイ・デザインによるオープンデータ数及び当該データアクセス・ダウンロード数

・ 地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進

- オープンデータに取組済の地方公共団体は 279 団体（平成 29 年 5 月現在）であり、全体の約 15%。今後、各地方公共団体のニーズも踏まえた更なる支援を行うことが必要。
- 従来の伝道師³³の派遣等による支援に加え、平成 29 年中に地方公共団体が最低限公開することが望ましいデータセット・フォーマット標準例の提示や、都道府県・市町村官民データ活用推進計画の雛型への反映を行うとともに、地方公共団体職員等向けの試験環境の整備、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介（マッチング）機能の創設などの支援を通じ、平成 32 年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率 100%を目標に推進。
- これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

KPI（進捗）：オープンデータに取り組む地方公共団体数

・ 都市計画に関するデータの利用環境の充実

- 個人情報の処理方法が確立されていないなどの理由により、地方公共団体が保有する都市計画基礎調査情報のオープンデータ化が進展していない。
- 平成 29 年度中に検討委員会を設置し、個人情報保護との関係に係る課題の整理等を踏まえつつ、データの共通フォーマットを作成するなど、平成 30 年度中にガイドラインを作成し、都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）のオープンデータ化を促進。

KPI（進捗）：都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数

³³ オープンデータに造詣の深い有識者を「オープンデータ伝道師」として任命（3月30日に8名を任命）し、平成28年度より活動開始、地方公共団体に派遣。ツールとして、国の取組成果をまとめた自治体ガイドライン（手引書含む）の地方への展開や、地方公共団体向けパッケージ、オープンデータ100を携え、オープンデータの普及啓発及び立ち上げを支援。

・ 不動産登記情報の公開の在り方の検討

- 不動産登記情報については、有料でオンライン提供されている。
- 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを実施。

・ 登記所備付地図データの事業者等への提供

- 登記所備付地図の電子データは当該データが加工可能な形式で民間事業者提供されていないことが課題。
- 平成 29 年度より制度面・システム面等の課題の整理を行い、平成 33 年度までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。

・ 政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備

- 宇宙をビッグデータ基盤として位置付け、政府衛星データ（安全保障用途に係るものを除く。）について、平成 32 年度までに、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等の整備を行い、新たなビジネスを創出。

KPI（進捗）： オープン化されたデータ数、データへのアクセス数

KPI（効果）： 新たなサービス創出の件数

・ データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備

- 価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデータを提供し、かつ利用できる環境を整備するため、データの不正取得の禁止や暗号化など技術的な制限手段の保護強化等について、平成 30 年通常国会への法案提出を視野に詳細な検討を実施。

・ 著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備

- 文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）の結論を踏まえ、AI の作成を促進する観点からも、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。

KPI（進捗）： 著作権制度の見直しを含む必要な措置の実施

・ 教育の情報化の推進

- ICT 活用教育における著作物の円滑な利活用に向けて、平成 27 年 4 月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度

上の課題を含め、授業の過程における著作物等の公衆送信の円滑化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

KPI（進捗）：著作権制度の見直しを含む必要な措置の実施

・ 権利情報を集約したデータベースの利用促進

- 権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに推進。

KPI（進捗）：データベースの利用促進に係る措置を実施

・ データ利用権限の明確化を通じたデータ流通・活用の促進

- 契約においてデータの利用権限を公平に取り決めるための考え方を示すことを目的とした「データの利用権限に関する契約ガイドライン」等を踏まえて、事業者間での適切な契約締結を促し、データ流通及び利活用の活性化を図る。

KPI（効果）：ガイドライン等を活用した企業数

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

＜電子行政分野＞

・ 統計データのオープン化の推進・高度化³⁴

- 統計データについては、高度に利活用可能な形式での統計データ（元となるデータを含む。）の提供に対する要望。
- 平成 29 年度中に「政府統計の総合窓口（e-Stat）」で公表される統計データから機械判読に適した XML 形式の逐次提供を開始。また、平成 30 年度中に、統計データに関する利用者ニーズを把握する仕組みの導入、匿名データ利用に係る目的制限緩和、調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の制度面・運用面の見直し、オンサイト施設の設置数を拡大。
- これらにより、統計データの高度利用を促進し、「証拠」に基づく政策立案の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

KPI（進捗）：e-Stat で公表される機械判読に適した形のデータ数、匿名データ及び調査票情報の提供数

KPI（効果）：e-Stat での統計表の利用件数、API 機能による統計データの取得数、統計 LOD の利用件数、オンサイト施設利用数

³⁴ 統計データを高度に利活用するための環境（API機能、統計GIS等）の整備。

・ 法人情報の利活用促進

- 法人情報に関するデータ連携を更に進めるためには、利活用ニーズに即した形で法人インフォメーションのデータを拡充していくことが必要。
- 産業界との対話の場を通じて民間ニーズの高い法人情報（許認可情報、間接補助金の受託情報等）を特定するなど、平成 29 年度中に更なる法人インフォメーションの掲載情報拡充に向けた方針（将来的な効果やその目標を含む）を整理。平成 30 年までに 100 万件のデータ登録を目指す。更に、法人番号を活用しつつ、法人情報関連の政府システムとの API 連携を推進。
- これらの取組を通じ、ビジネスにおける法人情報の利活用推進や、行政手続のデジタル化・簡素化等を図り、企業の生産性向上や新規ビジネスの創出を促進。

KPI（進捗）：法人インフォメーションへのデータ掲載数

<観光分野>

・ 訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）³⁵

- 訪日外国人観光客等が増加しつつあるものの、観光関係情報の多言語の対応が進んでいない。
- 事業者等による多言語対応の情報提供サービスの創出等を促進するため、平成 32 年までに全ての地方公共団体で観光関係情報をオープンデータ化。
- これにより、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人観光客への情報提供の充実及び新たな観光サービスを創出。

KPI（進捗）：地方公共団体向けの官民データ活用推進計画に公開すべき観光関係情報のリストを盛り込み

KPI（効果）：新たな観光サービス創出の件数

<農林水産分野>

・ 農業関係情報のオープンデータ化の推進

- 農業者の生産性向上や経営の改善に資する土壌、統計、研究成果、市況等の公的データについて、平成 30 年度末までに農業データ連携基盤を通じて、順次オープンデータ化及び提供。

³⁵ ニーズが高く有益と思われるデータから、順次、オープンデータ化するとともに、地方公共団体に対しても積極的にオープンデータ化を促す。

KPI（効果）：農業データ連携基盤を活用したサービス提供件数

・ 登記所備付地図データの事業者等への提供（再掲）

・ 気象情報の利活用の促進³⁶

- 事業者においては、気象データを高度に利用する取組が低調となっており、促進する必要性が存在。
- 平成 28 年度に発足した産官学による「気象ビジネス推進コンソーシアム」の取組や、基盤的な気象観測・予測データの公開を通じ、農業をはじめとする多くの産業分野での気象情報の利活用を促進。また、平成 29 年度中に省令等の必要な制度を見直し。平成 32 年までの集中取組期間において、「気象ビジネス推進コンソーシアム」を通じたセミナーや官民対話を実施。
- これにより、気象情報の利活用を促進。

KPI（進捗）：気象庁ホームページで提供するデータ数

KPI（効果）：気象庁ホームページで提供するデータへのアクセス数

<ものづくり分野>

・ 公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進

- 研究分野の特性や、保護すべきデータ等に配慮した上で、科学技術研究活動の効率化と生産性の向上を目指し、インセンティブやコスト負担等の課題整理を含め、推進方策を検討する。これに基づき、平成 32 年までの集中取組期間において、公的研究資金による研究成果（研究データ、論文等）のオープンデータ化を推進。

<インフラ・防災・減災等分野>

・ i-Construction³⁷の推進による 3 次元データの利活用の促進

- 調査・測量から、設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスで ICT 等を活用する「i-Construction」を推進し、平成 37 年度までに建設現場の生産性の 2 割向上を目指す。

³⁶ 気象ビジネス推進コンソーシアム（多様な産業界における気象データの利活用を一層推進するとともに、IoT・AI 技術等を駆使し、気象データを高度利用した我が国における産業活動を創出・活性化すべく、産官学の会員により構成される組織）を活用した、先進的な栽培管理・病害虫対策に向けた気象情報の活用。

³⁷ 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスで ICT 等を活用して、建設現場の生産性の向上を目指す。

- 平成 31 年度までに、橋梁・トンネル・ダム等の工種に加え、維持管理を含む全てのプロセスにおいて ICT、3 次元データ等を活用するための基準類を整備するとともにプラットフォームを構築し、オープンデータ化を推進。

KPI（進捗）：公共工事の 3 次元データを活用するためのルール及びプラットフォームの整備

・ 交通事故及び犯罪に係る情報の公開の在り方の検討

- 交通事故情報及び犯罪情報については各種統計データが公表されているが、更なる粒度の細かいデータを公開することによって、関係団体や地域住民等による自主的な交通事故防止対策及び犯罪抑止対策を促進することができる可能性。
- 交通事故及び犯罪の防止に資するよう、既存の統計データだけでなく、交通事故及び犯罪に係る発生場所、発生状況等の可能な限り粒度の細かいデータを二次利用可能な形で公開することの可否について、プライバシーの問題も踏まえつつ、平成 29 年度中に検討し、結論を得る。

・ 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等（後掲）

<移動分野>

・ ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進³⁸

- 平成 32 年までに主要空港から 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能とする民間サービスの実現。

KPI（進捗）：オープンデータ化されたデータ数

KPI（効果）：サービスが実現された箇所数

・ 公共交通機関の運行情報（位置情報等）等のオープンデータ化

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平常時を超える交通需要への対応や訪日外国人観光客等への対応が必要。
- 平成 29 年度に官民で諸課題を検討し、平成 30 年度から順次取組を開始。平成 32 年度までにオープンデータを活用した公共交通機関の運行情報等の提供を開始することを目指す。
- これにより、同競技大会期間中における円滑な輸送に寄与。

³⁸ 屋内の電子地図や測位環境等の空間情報インフラの整備を推進し、事業者等による移動支援サービスの普及を促進。

KPI（進捗）：運行情報等をオープンデータ化した事業者の数

- ・ 「官民 ITS 構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進（うち、自動運転に必要となるデータのオープンデータ化等）（後掲）

Ⅱ－１－(3) データ利活用のルール整備【基本法第 12 条関係】

【これまでの主な取組】

- ・ 平成 27 年の個人情報保護法改正で匿名加工情報に関する規定等を整備した。他方で、AI、IoT 等が進展する中、観光、医療・ヘルスケア、防災等の分野を中心に、データ活用の便益を個人が享受できるよう、個人の関与の下でのデータ流通の仕組みである、いわゆる「情報銀行」やデータ取引市場等についての在り方を検討中である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備

- － プライバシー保護に関する漠然とした不安等を背景として、データの活用が企業内やグループ内にとどまるなど、企業や業界を越えたデータの流通・活用が十分に進んでいるとは言い難い状況。
- － 個人関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みである PDS、情報銀行、データ取引市場の実装に向け、データ流通環境整備検討会の「中間とりまとめ」（推奨指針を含む。）を踏まえた実証実験や諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要な支援策、制度の在り方等について検討し、平成 29 年中に結論を取りまとめ。
- － このような仕組みの実装により、データ活用による便益が個人及び社会に還元され、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。

・ 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信

- － 個人情報の保護と適正な利活用をバランスよく推進するという改正個人情報保護法の趣旨の更なる浸透が必要。
- － 個人情報保護委員会は、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者からの相談受付を平成 29 年度上半期中に開始するとともに、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信や認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等について平成 29 年度中に検討を行い、適切な利活用環境を継続的に整備。
- － データの円滑な流通・活用を実現することにより、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を促進。

・ IoT 推進コンソーシアム・IoT 推進ラボの取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成等

- 産業競争力を強化するためには、我が国が強みを有する製造現場等のリアルデータの活用等を通じて、具体的なビジネス展開を推進していくことが重要。
- そのため、課題解決型のプロジェクトの発掘や産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等を通じて、先進プロジェクトの創出や支援等を実施。
- また、地方版 IoT 推進ラボ³⁹の取組や地域未来投資促進法⁴⁰に基づき今後3年間で2,000社への支援を目指すことにより、地域におけるIoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たなビジネスの創出・発展を図る。
- これにより、データを活用した新たなIoTビジネスモデルの創出・育成を促進。

KPI（進捗）：支援を行った企業数

KPI（効果）：IoT関連ビジネスの市場規模

・ データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成

- データ活用を検討する事業者においては、データ提供に当たっての具体的なケースにおける個人からの同意の取得方法やステークホルダー間の権限等が必ずしも明確でないことから、データ取引等に懸念が存在。
- このため、平成29年度以降も、事業者からのデータ流通・管理・活用等に関する相談をユースケースベースで受け付け、検討結果を取りまとめた事例集の充実と普及促進を行うなど、懸念解消に向けた取組を強化。
- また、データ流通市場の環境整備のため、データ流通事業者間の自主ルール策定等を推進する民主導の横断的な枠組みが構築されるよう、必要な支援を行う。これらの取組により、事業者間のデータ流通を促進し、データを活用したビジネスを創出。

KPI（効果）：事例集等を参考にデータ活用ビジネスに取り組んだ企業数

・ 「IoTの面的展開」の推進

- 技術の進展等により、様々なIoTソリューションが実際に導入可能なフェーズとなってきているが、スイッチングコスト⁴¹や新たな技術への不安

³⁹ 地域におけるIoTプロジェクト創出のための取組を「地方版IoT推進ラボ」として選定している。

⁴⁰ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（平成29年2月28日閣議決定（通称：地域未来投資促進法案））

⁴¹ スwitchingコストとは、ある商品から他の商品に切り替えることに伴って発生する費用のこと。

感等により、市場原理だけでは導入が進まない可能性が存在。社会実装が可能となったソリューションについては、社会課題解決や生産性向上、イノベーション促進等の観点から積極的に導入を進め、初期市場を創出することにより継続的な市場の発展を促すことが重要。

- そのため、客観的なデータ・エビデンスに基づいてソリューションの性能や導入の費用対効果等の評価を行い、様々な制度への導入（行政手続への導入や、支援措置との連携、法制度に基づく規格化等）を通じてソリューションの面的普及を後押しする一体的なサイクルを構築することで、迅速な社会実装を実現。その仕組みの構築について、本年から具体的な検討を開始。
- これにより、IoT の面的展開及び社会課題の解決、生産性向上等を実現。

KPI（進捗）：具体的な制度整備等の進展

KPI（効果）：平成 32 年までに IoT の面的展開を実現

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<健康・医療・介護分野>

・ 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現

- 個人に関する健康・医療・介護等データは、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む）することが困難な状況。
- 個人の生涯にわたるデータを、本人が主体的に流通・利活用できる環境を実現するため、平成 30 年度末までに実証事業等を通じて課題の整理や目標値を設定した上で、平成 31 年度より、順次、必要な制度整備を行い、平成 32 年からの運用開始を促進。
- このような取組により、健康寿命の延伸や社会保障費の適正化に貢献。

KPI（進捗）：PHR 実証モデル件数、PHR 実装主体数

KPI（効果）：健康指標の改善

・ 匿名加工医療情報の作成に関する認定制度の整備

- 匿名加工医療情報の活用に向け、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号（略称：次世代医療基盤法））を踏まえ、法の施行までの間に、適切な事業運営に向けた基本方針や認定基準等を策定。
- 匿名加工医療情報の活用により、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進。

<観光分野>

・ 情報銀行等の仕組みを活用した観光おもてなしビジネス実現に向けた検討

- 観光分野においては、訪日外国人等に関する情報がサービス事業者間等で十分に共有・活用されておらず、その促進が必要。
- 関係省庁と連携し、観光分野での情報銀行等の仕組みの実装に向けた実証実験に取り組み、平成 30 年度中に必要なルール整備や目標値の設定等を実施。
- これにより、先進的かつ多様なおもてなしサービスの提供を促進し、観光立国の実現に貢献。

KPI（進捗）： データを登録した観光客数、プラットフォームへの接続事業者数

KPI（効果）： 観光客による旅行消費額

<金融分野>

・ 金融分野におけるデータの利活用の推進

- 金融サービスをめぐる環境が変化する中であって、金融分野におけるオープンイノベーション（外部との連携・協働による革新）を進めていくことが重要。
- このため、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を行うよう促し、順次データの利活用を促進。同時に、データ利活用の活性化の観点から、金融機関による官民データの利活用も推進。

KPI（進捗）： 利活用が可能となったデータの種類

・ 電子レシート（購買履歴）データの流通の検討

- 家計簿アプリ等が普及しつつあるが、レシートの電子化・標準化が進んでいないため、消費者本人による購買履歴データの蓄積・活用に限界が存在。
- 平成 29 年中に電子レシートの標準フォーマットを策定するとともに、平成 32 年度までの目標値の設定等を行い、電子レシートの導入を促進。
- これにより、消費者が安全・安心に購買履歴データを閲覧・提供できる仕組みの構築を促進。

KPI（進捗）： 標準に準拠した電子レシートの発行枚数

KPI（効果）： 電子レシートシステム導入事業者数

<農林水産分野>

・ 農業データ連携基盤の構築（後掲）

<ものづくり分野>

・ スマートホーム/ハウスの新サービス創出のためのルール整備

- メーカーの異なる多様な家庭内機器等の相互接続やデータ連携が実現していない。
- 平成 29 年度から行うモデル実証の結果を踏まえ、平成 30 年度以降に機器の接続・制御等を通じたデータ活用に関するルール整備を行い、平成 32 年度までに当該ルールを活用した 100 件の新サービス創出を目指す。
- また、ネットワーク制御に関するリスクをカバーする技術的対策と保険による補完に関する実証の支援を行い、その結果を踏まえて通信機能に関する国際標準化に向けた提案を実施。

KPI（進捗）： 整備されたルールを活用した事業者（機器・サービス）連携創出数、通信機能に関する国際標準化に向けた提案数

KPI（効果）： 家庭内機器サービス市場の拡大

・ データ利用権限の明確化を通じたデータ流通・活用の促進（再掲）

・ IoT 推進コンソーシアム・IoT 推進ラボの取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成等（再掲）

・ データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成（再掲）

II-1-4) マイナンバーカードの普及・活用【基本法第 13 条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ マイナンバーカードの利便性を高めるための取組について、その内容を具体化するとともに、検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から、「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」を作成し（平成 29 年 3 月公表）、推進中である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進

- マイナンバーカードの普及については、国民の1割程度（平成29年5月時点（総務省調べ））であり普及枚数としては十分ではない状況。
- 平成29年3月に策定した「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」のPDCAサイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施。特に国家公務員における身分証としての活用は、重点的かつ計画的に実施する必要があるため、各省庁で導入計画を作成させ、引き続き順次移行を促進。また、例えば年齢や性別ごとにマイナンバーカードの取得状況を踏まえた対策や人的サポート体制、入札事業者へのマイナンバーカードの取得への協力などあらゆる可能性を検討するほか、平成30年以降順次ビジネスモデルの策定、必要に応じたLGWAN⁴²のインフラ強化等に取り組み、官民の各種サービスにおけるマイナンバーカードの利用を推進。

KPI（進捗）：マイナンバーカード普及率

KPI（効果）：検討結果を踏まえ、KPIを設定

・ 利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現

- マイナンバーカードの利活用を促進するため、普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を利活用できる環境を実現することが必要。
- 平成28年度及び平成29年度の実証実験の結果を受け、実施体制などの運用面を固めた上で、それを踏まえた法制度面（公的個人認証法の改正）の検討を行い、平成31年中に、SIMカード等へのダウンロードの実現を図る。
- これにより、公的個人認証サービスの活用手段が追加され、生活に身近なサービスへのアクセス手段の多様化がより一層進むことで、マイナンバーカードの利便性向上を促進。

・ 公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進

- 民間の団体等がマイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の現況を把握・反映することでIDの信頼性を向上させる「仕組み」の構築に向け、平成29年中に検討結果を取りまとめ、その結果も踏

⁴² LGWAN：Local Government Wide Area Network。

まえつつ、実証実験を通じて「仕組み」の詳細を具体化するとともに、必要な法制度等を検討することにより、社会実装を図る。

KPI（効果）： 公的個人認証基盤と連携した民間認証基盤（サービス）の数

- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化（再掲）
- ・ 法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携（再掲）

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

- ・ 海外における公的個人認証サービスの継続利用
 - 海外転出した場合、現行の公的個人認証制度上ではマイナンバーカードの公的個人認証サービスが利用できず、継続利用の検討が必要。
 - 海外転出後の、マイナンバーカードの公的個人認証サービスの継続利用を可能とするため、公的個人認証法等の制度面や関連システムなどの運用面について、平成 31 年度中のサービス開始を目指し、検討を実施。
- ・ マイナンバーカードの多機能化の推進
 - マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。
 - 平成 29 年度中にマイキープラットフォーム⁴³を構築し、参加自治体において、地域経済応援ポイント活用等の実証を実施、平成 30 年度以降、実証結果を踏まえ、全国展開。また、マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。

KPI（進捗）：マイキープラットフォームへの参加自治体数
KPI（効果）：マイキーID 登録者数
- ・ マイナンバーカード等への旧姓併記等
 - 働く女性が勤務先など社会の様々な場面で旧姓を用いる際に、容易に旧姓を証明する手段が必要。

⁴³ マイキープラットフォームとは、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービス呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のこと。

- マイナンバーカード等への旧姓併記に係る住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）等の改正及びシステム改修等を行い、平成30年度以降、速やかに全国で開始。
- これにより、勤務先等社会の様々な場面で旧姓を用いる際に、簡単かつ確実に旧姓を確認することが可能。

KPI（進捗）：全国で旧姓併記の制度の施行

・ コンビニ交付サービスの導入推進

- 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書をマイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、平成31年度末までに1億人が利用できるようにすることを目指し、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

KPI（進捗）：コンビニ交付サービス導入市区町村の人口

KPI（効果）：コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数

・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス（再掲）

・ マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達（再掲）

<健康・医療・介護分野>

・ 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及（後掲）

<観光分野>

・ マイナンバーカードを活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討

- マイナンバーカードを活用したチケット適正転売のためのシステム実証を平成29年度から実施し、平成30年度以降に実用化を図る。あわせて、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協議を進め、観客の入場管理やボランティア管理への導入を目指す。

KPI（進捗）：チケット転売システムの実現

KPI（効果）：チケット転売システムを利用した人数

<金融分野>

・ 住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- 住宅ローン契約等における利用者の利便性向上及び銀行等の事務効率化の観点からは、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。
- このため、平成 29 年度中に銀行等において課題等を整理するよう促すとともに、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。
- これにより、利用者の手続簡略化等による銀行等における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。

KPI（進捗）： マイナンバーカードを活用する銀行数

KPI（効果）： 本施策の導入・拡大状況を踏まえ、別途設定

<インフラ・防災・減災等分野>

・ 災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討

- 災害対策・生活再建支援においては、必ずしも迅速かつ適切な災害情報の提供・発信等の国民ニーズを捉えられていない現状。
- 平成 29 年度の可能な限り早い段階で、関係府省庁が連携し、過去の災害を踏まえ、災害発生時や生活再建支援時等における国民や行政のニーズを把握するとともに、現行法でマイナンバーを利用可能な被災者台帳の作成や生活再建支援金の支給の事務におけるマイナンバーの利用をはじめ、マイナンバー制度利活用による被災者支援の具体的な方策について、平成 29 年度中に取りまとめを実施（目標値の設定含む。）。平成 30 年度以降、早期に、取りまとめに基づき、避難所入退所管理システムの導入を含め具体的方策を実施し、マイナンバー制度を活用した被災者の支援体制を構築。
- これにより、被災者・被災自治体に対する迅速かつ適切な支援を実現。

Ⅱ－１－(5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）【基本法第14条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 障害者・高齢者にとって使いやすい IT 機器や関連サービスを開発・提供する取組、行政等の Web サイトや SNS 等のアクセシビリティに係るガイドラインの普及促進や、離島などの不採算地域等における地域の IT 基盤の整備・確保を図る取組を推進中である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 離島等の条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進

- 地理的条件や事業採算性の問題等により、固定系超高速ブロードバンドサービスの提供が困難な地域が残存。
- 条件不利地域を有する地方公共団体が、超高速ブロードバンド基盤を整備・確保するための支援を引き続き行い、固定系超高速ブロードバンド・ゼロ地方公共団体を 41 団体（平成 28 年度末時点）から平成 32 年度末に 25 団体まで減少させることを目指す。
- これにより、ICT 利活用に関する地域間格差を縮小。

KPI（進捗）：固定系超高速ブロードバンド・ゼロ地方公共団体数

・ 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進

- 地理的条件や事業採算性の問題等により、携帯電話を利用することが困難な地域が残存（平成 27 年度 1.6 万人（エリア化を要望しない居住者を除く。））。
- 地方公共団体や無線通信事業者が行う基地局・伝送路の整備への補助金交付を行い、平成 31 年度末までにサービスエリア外の人口 1 万人未満（エリア化を要望しない居住者を除く。）を目標として推進。
- これにより、携帯電話の利用に関する地域間格差を是正。

KPI（進捗）：サービスエリア外の人口

・ 新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速

- 新幹線トンネル 1105km のうち、平成 28 年度末時点において携帯電話が利用可能となった距離は 540km。
- 一般社団法人等による携帯電話用中継施設の整備に対し、補助金の交付を行うことで、平成 32 年までに新幹線トンネルの全区間について携帯電話を利用可能となることを目指す。

- これにより、利用者の利便性向上及び非常時等における通信手段の確保等が期待。

KPI（進捗）：新幹線トンネル内で携帯電話が利用可能な距離

・ 電気通信市場における競争促進

- モバイル市場や 2025 年頃に中継交換機等が維持限界を迎えるとされる固定電話網の IP 網への円滑な移行が求められる固定通信市場において、MVNO 等の非インフラ事業者を含めた公正な競争を促進し、料金の低廉化、サービスの多様化を通じた利用者の利便性向上を図る。なお、固定電話網の IP 網への円滑な移行の在り方については、2017 年秋頃までを目途に情報通信審議会における検討結果を取りまとめ。

KPI（効果）：市場集中度指数（HHI）、固定電話の全契約数に対する 0AB～J IP 電話利用番号数の割合

・ Web アクセシビリティ確保のための環境整備等

- 高齢者や障害者など、ICT の恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。
- 誰もが行政等の Web サイトを利用しやすいようにするため、平成 29 年度に国・地方公共団体等の公的機関 Web サイトのアクセシビリティ状況を調査し公開することで、公的機関の取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成 29 年度から平成 33 年度にかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。
- デジタルデバイドを解消し、誰もが ICT の恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

KPI（進捗）：民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後 2 年経過時の事業継続率

KPI（効果）：公的機関 Web サイトの情報バリアフリーに関する JIS 規格への準拠率

・ 4K・8K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等

- 4K・8K放送については、平成 30 年開始予定の BS・110 度 CS 放送について一部の旧式受信設備から電波が漏洩し他の無線局に混信が発生する可能性があるほか、CATV で視聴するためにはネットワークの光化が必要となるなどが課題。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、全国の様々な場所で 4K・8K等の視聴が可能となるよう、平成 29 年中に 4K・8K放送の普及に向けた取組のスケジュールを作成するとともに、ブロードバンドを活用し 4K・8K等の放送番組等を円滑に配信するための

実証を進めるほか、スタジアム等の集客機能・利便性向上のため高速無線 LAN や高度な映像技術等を活用するなど、官民連携で必要な対策を推進。

KPI（進捗）： 全国世帯に占める 4 K・8 K の視聴可能世帯の割合、高速無線 LAN 等が活用されたスタジアム等の数

KPI（効果）： 4 K・8 K の視聴世帯の増加

・ IoT 地域実装のための総合的支援

- 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつある。IoT 実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない。
- 民間活力を最大限に活用しつつ、地域における IoT 実装を進めるため、計画策定支援、専門家派遣等の人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施。
- このような取組により、成功モデルの横展開を含め平成 32 年度までに延べ 800 以上の地域・団体において、生活に身近な分野での IoT を活用した取組を創出し、地域活性化を実現。

KPI（効果）： 地域 IoT の成功モデル等の実装地域・団体数

・ 若年層に対するプログラミング教育の普及推進(後掲)

・ プログラミングなど IoT に関する地域における学習環境づくり手法の検討(後掲)

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

- ・ マイナンバーカードへの旧姓併記等(再掲)

<健康・医療・介護分野>

・ ICT 等を用いた遠隔診療の推進

- 最新の技術進歩を医療の世界に取り込み、医療の質や生産性を向上させることが必要。
- このため、有効性・安全性等に関する知見を実証等を踏まえて集積。対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、平成 30 年度診療報酬改定で評価を実施。

- これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。

KPI（進捗）：遠隔医療システムの導入状況

KPI（効果）：遠隔診療の利用状況（遠隔診療に関する診療報酬の算定状況）

<観光分野>

・ 事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組み構築

- 訪日外国人が我が国を旅行した際に困ったこととして、公衆無線 LAN が使いにくいことが挙げられている。
- 平成 30 年までに 20 万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築。
- これにより、訪日外国人等の観光客の不満解消および利便性を向上。

KPI（進捗）：平成 30 年までの認証連携の仕組み構築、認証連携に対応する箇所数

・ 4K・8K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等（再掲）

<農林水産分野>

・ ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現（後掲）

<インフラ・防災・減災等分野>

・ 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進

- 災害時に、固定電話や携帯電話が輻輳^{ふくそう}し、利用できない場合がある。
- 災害時の必要な情報伝達手段を確保する観点から、防災拠点等における Wi-Fi 環境について、平成 31 年度までに約 3 万箇所の整備を推進。
- 災害時に、避難者や滞留者が適時に必要な情報伝達・情報確保を行うことが可能になり、安全確保や安否確認、避難生活の利便性が向上。

KPI（進捗）：整備済箇所数（平成 31 年度までに約 3 万箇所）

Ⅱ－１－(6) 情報システム改革・業務の見直し【基本法第15条第1項関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 国のシステム数の半減・運用コスト3割削減を目標とした政府情報システム改革を推進し、システム数については、平成30年度までに、894システムの減（平成24年度比62%減）、運用コストについては平成33年までを目途に年間1,104億円の削減（平成25年度比29%減）の見込みである。また、大規模システム（ハローワークシステム、社会保険オンラインシステム、登記情報システム等）を中心に業務の見直し（BPR）まで踏み込んだ改革を実施中である。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 国・地方を通じた行政全体のデジタル化⁴⁴

- 政府情報システム改革等、これまで蓄積したノウハウを^い活かしつつ、官民データの流通等に資する新たな取組を推進する必要。
- このため、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、平成29年内に政府横断的な実行計画を、平成30年上半期を目途に各府省庁における中長期の戦略的な計画を策定。
- これによって、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。

KPI（進捗）： 中長期計画策定省庁数

KPI（効果）： 計画に基づく各施策における改革目標の達成度合い

・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入⁴⁵

- 情報システムの整備に当たっては、クラウド技術の活用等により、投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図ることが重要。
- 平成30年度までに、民間クラウドや民間サービスの活用について、利用に当たっての考え方や課題等を整理。加えて、クラウド等の民間ITサービスの政府認証制度の創設も含め、行政機関における先進的な民間ITサービス導入を加速させるための方策について本年度中を目途に検討を進め、

⁴⁴ 行政全体のデジタル化（デジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンズオンリーの実現等）の実現、新たな電子行政の方針（デジタル・ガバメント推進方針）の策定・推進。

⁴⁵ 情報システムの特性を踏まえたクラウド利用や、民間サービス活用の推進（地方の計画雛型への反映等）。

具体的な取組の方向性の取りまとめを実施。また、国において直接保有・管理する必要がある政府情報システムについては、標準化・共通化を図るとともに、投資対効果の検証を徹底した上で、政府共通プラットフォームへの移行を推進。

- これによって、行政が保有する情報システムのクラウド化を推進。

KPI（進捗）：クラウド活用数

KPI（効果）：コスト削減額

・ クラウド導入状況や個別団体の情報システム運用コストの「見える化」⁴⁶、導入加速に向けた支援

- クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めていく必要。
- 平成 29 年度から情報システム運用コストの「見える化」を図る。また、各地方公共団体においてはクラウド導入等に関する計画を策定し、国がその進捗を管理するとともに、導入に必要な専門人材を確保する。クラウド導入市区町村数の増加を図る上で、先行する優良事例における効果や国の支援策の周知を徹底するなど積極的な支援を行う。

KPI（効果）：クラウド導入市区町村数

・ 地方公共団体ごとに管理者が別々となっている学校の校務システムの共同クラウド化

- 地方公共団体ごとに校務支援システムの対象となる業務の範囲や、扱う校務文書の様式等が異なっているなどの要因により、複数の地方公共団体における校務支援システムの導入・運用が進んでいないという課題が存在。
- 平成 29 年度を目途に校務支援システムの対象となる業務の範囲の明確化、校務に関する文書等の電子化・標準化、複数自治体での校務支援システムの導入・運用に向けた考え方を整理し、平成 30 年度から自治体による校務支援システムの共同化の定着に向けた取組を推進。
- これにより、学校における教員の事務作業負担を軽減し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、学校教育の質を向上。

KPI（進捗）：共同利用型校務支援システムを導入した自治体数

⁴⁶ 情報システム運用コストの試算・公表を実施。

・ 校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化

- 教職員が職員室等で利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習系システム」が、セキュリティの観点から分離運用されており、データ利活用の観点からはその改善が急務。
- 提供事業者が異なる校務系システムと授業・学習系システムとの間での情報連携について実証を行い、セキュアで効率的・効果的な情報連携方法を標準化することで、平成 32 年までにクラウド利活用可能な学校の割合を 100%とすることを目指す。
- 本実証により標準化されるシステムの運用基盤となるネットワーク環境について現状の調査及び今後の検証を行い、ガイドライン等として取りまとめ。

KPI（進捗）：クラウド上の教材等を利活用可能な学校数

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

・ 政府情報システム改革⁴⁷

- 政府情報システム改革に関しては、政府 CIO 自らによる各府省へのヒアリング・レビューやコスト削減に関するノウハウの集約・横展開等を実施し、これまで取組を着実に推進。
- 平成 30 年度までにシステム数の半減（平成 24 年度（1450 システム）比）、平成 33 年度を目途に運用コストの 3 割削減（平成 25 年度（約 4000 億円）比）を目指すため、引き続き達成に向けた取組を着実に実施。
- これによって得られた節減効果を、より付加価値の高い分野への投資に活用。

KPI（進捗）：削減したシステム数、削減した運用コスト

・ サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進⁴⁸

- 社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革（BPR）が必要。

⁴⁷ システム数半減、運用コスト 3 割削減の政府情報システム改革の着実な推進。

⁴⁸ 業務改革については、これまで、人事・給与システム、旅費システム、公的年金、国税、ハローワーク等の分野における取組を推進。今後、デジタル・ガバメント推進方針に基づき、これまでの取組で得られたノウハウを活かしつつサービスデザイン思考に基づく業務改革を実施。

- このため、サービスデザイン思考を取り入れつつ、平成 29 年内を目途にサービス改革の重点分野を設定し、取組内容、スケジュール等を具体化。
- 行政内部の業務改革に当たっては、テレワークなどのリモートアクセス環境の整備や会議におけるタブレットの活用など、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進し、生産性の向上や多様なワークスタイルを実現。
- これによって、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを目指す。

KPI（進捗）： サービス改革を行う具体的なサービス数

KPI（効果）： サービス改革の各施策における改革目標の達成

・ ブロックチェーン等を活用した政府の業務改革の推進

- ブロックチェーン技術については、様々な効果が期待されているが行政分野等における活用が進展していない。
- 平成 29 年度中を目途に、ブロックチェーン技術と親和性の高いユースケースの抽出を行うとともに、政府の情報システム等への先行的な導入を見据えた実証に着手する。その際、必要な運用・ルール面の課題について検討し、その結果も踏まえ、平成 30 年度を目途にこうした新たな技術も取り込んだ業務改革による革新的な電子行政の実現に向けた計画を策定するとともに、必要な制度整備等を進める。

KPI（進捗）： 政府の情報システム等においてブロックチェーン技術を活用した実証の実施

KPI（効果）： 実証の結果も踏まえた革新的な電子行政の実現に向けた計画の策定

・ 不動産登記情報等の行政機関間連携

- 不動産登記簿などの所有者台帳から所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地の存在により、地方公共団体の業務及び民間開発に支障。
- 不動産登記簿、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における最新の所有者情報をよりの確に蓄積し、行政機関内で共有する等の仕組みについて、その構築のための政府（国）としての推進体制を検討し、平成 29 年度中に決定。

・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス（再掲）

<健康・医療・介護分野>

・ 医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化

- 保険医療機関等における診療報酬請求業務や審査支払機関における審査支払業務等に係る職員及び審査委員の業務負担（審査・データの手入力等）について、システム改革等による業務の見直しを行い軽減。
- 審査支払業務に係る社会保険診療報酬支払基金のシステムについては、平成 29 年度から実施するシステム刷新に向けた検討（システムの疎結合化、ワンクラウド化等）を踏まえ、平成 32 年度に新システムへの移行を実施。また、法改正に伴う新たな国保事務の運用を支援するための国保保険者標準事務処理システムについては、開発・改修に向けた費用抑制の実績を活かし、平成 30 年度までに都道府県及び市町村の着実な対応を実施。
- 持続可能な医療保険制度を実現するため、システム改革等による医療保険関連業務に係る見直しを行うとともに、社会保障関係費用の適正化を通じ、データヘルス時代にふさわしい質の高い医療の提供等を実現。（平成 29 年度中に効果目標を設定）

KPI（進捗）：新システムへの移行状況

・ 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築、活用促進

- 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。
- 平成 29 年度中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、平成 31 年度までに研究等へのデータ提供を開始。
- 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服につなげる。

KPI（進捗）：データベースへのデータ登録件数

KPI（効果）：データベースからのデータ提供件数

<移動分野>

・ 交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進⁴⁹

- 現在、各都道府県警察がそれぞれ管理している交通規制情報について、フォーマットの統一化を推進。
- 平成 28 年度に構築した交通規制情報管理システムのモデルシステムについて、平成 29 年度中にフォーマットの統一化機能の正確性の検証等のシステムの性能評価を行った上で、交通規制情報提供に関する調査研究を実施。
- これらの調査研究を踏まえ、平成 30 年度以降、運転者による交通規制情報の的確な把握や自動運転への利活用に向けて、交通規制情報管理システムを普及促進。

KPI（進捗）：システムを導入した都道府県数

KPI（効果）：交通規制情報を利活用した自動運転の社会実装

II-1-(7) データ連携のためのプラットフォーム整備【基本法第 15 条第 2 項関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 新たな経済社会としての「Society 5.0」の実現に向け、新たな価値創出を容易とするプラットフォームとして、自動走行分野に係る「高度道路交通システム」や、観光分野に係る「おもてなしシステム」等のシステム間連携協調（11 分野）に向けた取組を推進中である。
- ・ また、政府が保有する法人活動情報を集約した「法人インフォメーション」の運用を開始。共通語彙基盤でデータを標準化したことにより官民で法人情報を活用しやすい環境を実現した。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ 分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

- システム間で効率的に情報交換を行うため、国、地方公共団体、事業者等間におけるデータ連携の基本ルールを策定することが必要。
- データ（語彙、コード、文字等）の標準化、API 等を通じた分野横断的に連携できるプラットフォームの整備に係る指針⁵⁰を「Society 5.0 を実現

⁴⁹ 都道府県警察が管理する情報を集約して自動車に提供するため、一元化した形式で提供する仕組みの検討・整備。

⁵⁰ 地方公共団体におけるシステム間連携のためのデータ標準仕様（一般財団法人 全国地域情報化推進協会が作成している地域情報プラットフォーム標準仕様）等も参照する。

するプラットフォーム」、「データ利活用型 ICT スマートシティの推進」等の成果を踏まえつつ、平成 30 年度夏までに定め、これに基づき整備を進める。

- これによって、国、地方公共団体、事業者等間におけるデータ連携を加速し新サービスの創出を促進。

KPI（進捗）：プラットフォームの開発進捗率

KPI（効果）：API 連携のユースケース数

・ データ利活用型 ICT スマートシティの推進

- 各都市・地域は、人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化、等多様な課題を抱えているが、防災、医療・健康、観光等の各分野のデータを連携・利活用する枠組みが実現していないために、課題解決が進展していない。
- 分野横断的なデータの利活用により都市におけるサービス・機能を高度化し、利便性や生産性の向上を実現するため、平成 29 年度からデータ連携のための基盤（プラットフォーム）を整備するとともに、「データ利活用型の街づくり」を支援。
- 地域における IoT 利活用を推進し、地域の生産性向上を図るため、クラウドサービスの導入の普及・啓発や IoT ビジネスの創出支援など、関係省庁による重層的な支援方策を検討し年度内に結論の取りまとめを実施。
- このような取組や成功モデルの横展開により、都市の魅力や生産性の向上等に貢献。

KPI（進捗）：分野横断的なデータ利活用によるスマートシティの構築数

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<健康・医療・介護分野>

・ 医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等 ID 制度導入

- 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が求められている。
- マイナンバー制度により構築される仕組みを活用し、マイナンバーカードの健康保険証としての利用を含めた医療保険のオンライン資格確認、医療等 ID の導入を検討。平成 30 年度からの段階的運用開始、平成 32 年から本格運用を実現。

- これらにより、全国の病院、診療所間で患者情報の共有を可能とするとともに、長期にわたる患者の医療情報を収集・分析し、ビッグデータとして活用可能とすることで、国民の健康増進と医療の質の向上を期待。

KPI（進捗）：情報連携可能な医療機関数

KPI（効果）：医療機関での診療情報共有数

・ 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及

- 医療機関や介護施設に存在するデータは、個別の施設内で利用するために集められているものが多い。また、現在、医療機関等が全国規模で情報を共有し、利活用するための基盤整備が必要。
- そのため、全国規模のデータ利活用基盤の整備を目指すとともに、平成 29 年度中にクラウド化・双方向化等による地域の EHR（Electronic Health Record）の高度化の推進、広域連携の在り方（セキュリティ確保策等）やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方について実証を行い、医療情報を相互参照できる環境整備を推進。
- このような取組を通じ、地域の医療機関や介護施設間での効果的な情報共有や地域を超えたデータ活用による患者等への適切な医療・介護サービスの提供が可能となるなど、国民一人ひとりを中心としたデータの統合による個々人に最適な健康管理・診療・介護を目指す。

KPI（進捗）：全国規模のデータ利活用基盤の整備

・ 電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策

- 医薬品等の安全対策のため、大規模医療情報の活用による副作用等の分析を実施。
- 全国の協力医療機関 23 病院と連携し、電子カルテ等の医療情報を大規模に収集・解析を行う医療情報データベースシステム（MID-NET）を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に構築し、医薬品等の安全対策の高度化を推進。
- 平成 29 年度に MID-NET の利活用ルール及び利用料について取りまとめ、平成 30 年度より医薬品の安全対策等の目的で行政、製薬企業、アカデミアが利活用を行う、MID-NET の本格運用を開始。

KPI（進捗）：MID-NET の利用可能症例数

KPI（効果）：MID-NET の利活用件数

<観光分野>

・ 観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」の開発・提供

- 現状、観光地の一体的なマーケティング、ブランディング等が十分に行われておらず促進が必要。
- そのため「DMO ネット」の開発・提供をはじめとする情報支援、人材支援、財政・金融支援を通じ、平成 32 年までに世界水準 DMO を全国で 100 組織形成することを目指す。

KPI（進捗）：世界水準 DMO の形成数

<金融分野>

・ 銀行システムの API（外部接続口）の公開の促進（オープン API の導入）

- 多くの FinTech 事業者は、「スクレイピング⁵¹」による方法で銀行システムにアクセスして入手したデータを用いてサービスを提供。
- 安心・安全を確保しつつ、データ連携を実現するため、オープン API の推進に係る更なる課題について検討するとともに、平成 32 年までにオープン API の導入銀行数 80 行程度以上を目指す。
- これにより、金融機関と FinTech 企業によるオープンイノベーションを実現。

KPI（進捗）：オープン API の導入銀行数

・ 電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討

- 個品情報の取得・共有ができていないことにより、サプライチェーン全体における食品ロスや返品といった課題が生じている。
- 電子タグ活用に向け、平成 29 年度中に、コードの標準化、貼付方法、情報共有化システムについて取りまとめを実施。
- これにより、電子タグの導入を促すことで、サプライチェーンの高度化を実現。

KPI（進捗）：電子タグの出荷枚数

KPI（効果）：電子タグ活用による生産性向上

⁵¹ スクレイピング (scraping) とは、一般に、ウェブページの HTML データを解析し、データの抽出や加工を施す方法により、必要なデータを収集する手法。

・ 事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融 EDI⁵²における商流情報活用の促進

- 事業者における財務や決済処理の効率化・高度化に向けては、商流情報が電子的に授受できることが重要。
- 産業界の実態を踏まえ、平成 29 年中に金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の標準化項目の普及に向けた課題を整理するとともに、金融機関における XML 電文化について、平成 30 年中の XML 新システム稼動と、平成 32 年までの XML 電文への全面的移行について、着実に取り組む。

KPI（進捗）：XML 電文に対応した新システムを利用する金融機関数

<農林水産分野>

・ 農業情報の標準化の推進⁵³

- 篤農家の持つ技術・ノウハウの新規就農者等への継承を促進するためには標準化に基づくデータの活用が不可欠。
- 平成 29 年度以降は、農業情報創成・流通促成戦略に係る標準化ロードマップにおける優先的に標準化に取り組むべきと考えられる 6 項目の個別ガイドラインの普及促進及び適宜見直しを行い、加えて、生産履歴、生育調査等の情報の標準化を推進。
- これにより、農業情報の相互運用性・可搬性を高め、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI（進捗）：公表した標準化に係る個別ガイドライン数

KPI（効果）：標準化に基づく提供サービス数

・ 農業データ連携基盤の構築⁵⁴

- データを活用した生産性向上や熟練農家の技の継承を実現するため、生産者及び公的機関や研究機関が有する様々な情報を集約し、異なるシステム間のデータ連携が可能となる農業データ連携基盤を構築。
- 平成 29 年度中に農業データ連携基盤のプロトタイプを構築し、気象や土壌情報等の様々なデータが活用できる環境づくりを進め、農業の競争力強化に資する新サービスを創出。

⁵² EDI：Electronic Data Interchange の略語。「電子データ交換」と訳される。

⁵³ 異なる農業 IT システム間でのデータ共有・比較などの相互運用性・可搬性を確保。

⁵⁴ 生産者及び公的機関や研究機関が有する様々な情報を集約し、異なるシステム間のデータを連携させて活用可能とする基盤。

- これにより、ビッグデータを活用した経営改善・生産性向上や気象データ等を活用した成育予測等による安定供給を実現し、農業の生産性向上とともに関連産業を発展。

KPI（進捗）： 基盤を活用する事業者数

KPI（効果）： 農業データ連携基盤を活用したサービス提供件数

・ 農地情報公開システムの機能拡充⁵⁵

- 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成 27 年 4 月より、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。
- 平成 29 年度以降は、利用者の利便性向上に資する機能拡充を検討し、平成 35 年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の 8 割になることを目指す。
- 農地情報公開システムの利用等により、担い手への農地利用の集積・集約化を進め、我が国農業の産業競争力を強化。

KPI（進捗）： アクセス数

KPI（効果）： 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合

・ 森林施業集約化に向けた林地台帳の整備⁵⁶

- 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。
- 平成 30 年度までに市町村が林地台帳に掲載する森林所有者や境界に関する情報を標準仕様に基づき収集・整理を行い、平成 31 年 4 月から林地台帳制度の本格運用を開始。
- 森林組合や林業事業体等が林地台帳を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化を推進。

KPI（進捗）： 林地台帳を整備した市町村数

KPI（効果）： 森林経営計画の認定率

⁵⁵ 農地台帳のデータを基にした農地情報を電子化・地図化し全国一元的なクラウドシステムを整備。

⁵⁶ 森林施業の集約化に向け、森林所有者や境界に関する情報の整備・情報提供を実施。

<ものづくり分野>

・ 海事生産性革命(i-Shipping)

- 造船業の国際競争力強化のためには、IoT、AI等の情報技術等を活用した生産性の向上が必要。
- 平成37年に世界における船舶建造量シェアを30%とすることを目指し、開発・生産工程におけるシミュレーションや3Dデータの活用など、船舶の設計・建造から運航に至る全てのフェーズでの生産性向上に資する技術やシステムの開発・実用化の支援・実証を実施。
- 船内機器等のデータ伝送に係る国際規格の策定等を行い、i-Shippingの開発に不可欠な情報インフラの構築及び標準化を推進。

KPI（効果）：世界における船舶建造量シェア

<インフラ・防災・減災等分野>

・ 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等⁵⁷

- 地理空間情報の利活用を推進するため、平成31年度までに新たな価値のあるデータを10分野作成し、利用者に提供するとともに、平成32年度には循環システムへの参加50団体以上を目標として推進。
- これにより、G空間情報センターをハブとして、いつでも、誰でも、簡単に高度な地理空間情報が活用できる社会の実現とイノベーションを創出。

KPI（進捗）：循環システムのデータ分野数、参加団体数

・ 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進⁵⁸

- 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を、官民で共有することにより、迅速で効果的な支援が可能。
- 平成29年度中に現状の課題を整理し、官民の災害情報の共有ルールを作成するとともに、平成30年度までに府省庁間で防災情報の共有・連携システムを開発することにより、国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みを構築。
- これにより、例えば、避難所等へのラストワンマイルの物資輸送等、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現。

⁵⁷ より多くの地理空間情報を一元的に集約・共有し、更に解析・加工をしていくことで新たな価値のあるデータを生成する循環システムの形成。

⁵⁸ 府省庁連携災害情報共有方式(SIP4D)、「災害情報ハブ」が連携して、国・地方公共団体・民間の災害情報を共有・利活用するための仕組みの構築。

KPI（進捗）：連携する各府省庁のシステム数

KPI（効果）：国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築によるきめ細やかかつ迅速な災害対応の実現

・ 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化⁵⁹

- 災害の初期段階の被災現場においては、安否情報等の災害情報を伝送する通信手段が輻輳等により十分に活用できない場合があり、対策が必要。
- 平成 30 年度中に準天頂衛星システムを活用した安否確認サービスの運用を開始し、5 都道府県程度のモデル地域において試行的に導入し、平成 33 年度には 20 都道府県程度への普及を促進。
- これにより、避難所等で収集された安否情報や災害関連情報を地方公共団体の災害対策本部等の防災機関で利用できるようになるなど情報を的確に捉え、国民への迅速な災害対応を実施。

KPI（進捗・効果）：安否確認サービスの導入地方公共団体数

<移動分野>

・ 自動車関連情報の利活用の推進（自動車の履歴情報を収集・活用したトレサビリティ・サービス）

- 平成 29 年度中に点検整備情報の収集・管理・提供の枠組みに係る実現可能性を検証し、ガイドラインの作成等を行うとともに、官民が保有する他の自動車関連情報の活用の在り方について検討を開始し、平成 30 年度以降、必要に応じて既存制度の改正等を行った上で、平成 32 年までにサービスの実現を図る。

II-1-(8) 研究開発【基本法第 16 条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ データ流通基盤を支えるネットワーク等技術（5G 等）や、AI 等に係る革新的な基盤技術の研究開発を推進している。なお、我が国が官民データの活用に関する技術力を自律的に保持することが重要であり、そのためには、AI・IoT・クラウド関連技術等その他先端技術に関する研究開発は、関係省庁が別々に取り組むのではなく、分野横断で取り組むべきものであり、政府一体となり計画的に実施する必要がある。

⁵⁹ 準天頂衛星システムを活用して、避難所等で収集された個人の安否情報や災害関連情報を自治体の災害対策本部などの防災機関で利用できるシステムの構築。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ データ活用基盤技術の強化として、次世代人工知能技術、5G等の研究開発の推進

＜次世代人工知能技術＞

- 「人工知能技術戦略会議」が策定した「人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップ」を国家戦略として、省庁の縦割りを排して政府一体となり、強力に構造改革とともに社会実装を推進。

＜5G＞

- これまでの研究開発の促進、国際連携の強化、周波数確保に向けた基本戦略等の検討を実施。
- 今後、研究開発や社会実装を念頭に置いた総合的な実証試験の促進を通じ、平成32年に5Gを実現。

KPI(進捗): 5G研究開発、実証試験の進展

KPI(効果): 平成32年の5G実現

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

＜健康・医療・介護分野＞

・ AIを活用した「保健指導支援システム」の研究推進

- 各地方公共団体が保有するデータ（健診・レセプト、事例データ、エビデンスデータ等）が十分に活用されておらず、AIによる解析を通じてそれを活用することで効果的な保健指導が可能。
- 平成29年度から平成31年度までに地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムを開発。平成32年度以降、システムを導入する地方公共団体を拡大。
- これにより、国民の健康維持または健康増進を図ることで、地方公共団体における医療費の適正化を実現。

KPI(進捗): システムを導入した地方公共団体数

KPI(効果): システムを導入した地方公共団体における医療費の適正化効果

・ 個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業

- 国民一人一人が健康への関心を高め、生活習慣病等を予防することで、高騰し続ける医療費の抑制と健康寿命の延伸が必要。
- 平成 29 年度に事業実施団体（研究者）を決定し事業を開始、平成 31 年度までの 3 年間に渡って研究事業を実施。同事業期間内に、重症者予防効果等の検証と行動変容を促進するアルゴリズムの開発を行うとともに、本施策に係る効果を図る指標を明確化。
- これにより、医療費の適正化等を実現。

KPI（進捗）： 介入による生活習慣病等の改善者数

KPI（効果）： 健康情報を活用し生活習慣病予防等に取り組む保険者数

・ 臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業の推進

- 健康・医療分野（介護・福祉分野を含む。）の大規模データの分析結果を利活用するため、データの標準化と人工知能を用いた恒常的な仕組みづくりが必要。
- 平成 30 年度に評価委員会での研究成果の検証等を踏まえて、実現可能性の高い活用例について試験的運用を開始。平成 31 年度に本格運用を行い、医療の質向上・均てん化・診療支援等に必要なエビデンスの提供を目指す。

KPI（進捗）： 評価委員会で研究成果の検証及び採点を行い、採択及び継続となった研究数

・ 利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等

- ロボット技術の介護利用については、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現に向けて取り組むことが重要。
- 平成 29 年度内に重点分野の再検証を行い、平成 30 年度以降の新たな開発支援対象に反映。また、介護報酬改定等での評価を検討。
- 介護現場のニーズを開発シーズと繋げられるよう、現場主導のロボット開発を実現。

KPI（進捗）： 開発数

KPI（効果）： ロボット介護機器の国内市場規模

・ 高精細映像データの収集・解析および AI を通じた診療支援

- 高精細技術を活用した医療機器等の医療上の有用性等の検証を行うとともに、高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的方策と課題の検討・検証等を実施。

- 臨床試験の実施を通じて、8K等高精細技術を活用した内視鏡システムの試作機を平成30年度までに開発し、平成31年度までに内視鏡診断支援システムの試作機を開発。
- これらを通じて、安全な手術等による根治性や治療後のQoLを向上。

KPI（進捗）：試作機の開発状況

KPI（効果）：臨床試験時のQoLの改善状況

・ 診療データを活用したICT・AI等を用いた診療支援機器の研究開発

- 医療分野へのICT技術やAI等の活用が進んできているものの、収集した診療情報を集計・分析して治療に活用する医療機器の開発は発展途上。
- したがって、上述の診療情報のセキュリティ対策や品質確保の観点にも留意しつつ、診断支援機器・システムを開発し、臨床現場で利用可能とすることが重要。
- これに関し、平成32年度までに、5種類以上の革新的医療機器・システムの実用化を目指す。
- これら診療情報等を活用した新たな医療機器・システムにより、医療の質を向上。

KPI（進捗）：革新的医療機器

KPI（効果）：システムの実用化件数

<観光分野>

・ 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証

- 多言語音声翻訳技術にディープラーニングを搭載して翻訳精度を向上し、平成32年度に導入機関数100件の社会実装を目指す。

KPI（進捗）：導入機関数

<農林水産分野>

・ ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現

- 農林水産業の現場では、依然として労働負荷が大きい作業や人手に頼る作業が多く、農業現場の生産性向上や農作業の負荷軽減が課題。
- 平成32年度までに、最適な水管理の自動化技術の開発による圃場^ほにおける水管理労力の50%以上削減、複数の農作業機の自動作業技術の開発による労働コストの半減等を達成。
- これにより、農業の国際競争力の向上、担い手不足の解消を実現。

KPI（進捗）：省力化に貢献するロボット等の実用化数
KPI（効果）：ロボット等の導入により効率化された作業等

・ 農業における AI、IoT、ロボット、準天頂衛星等の先端技術の活用に向けた研究開発

- 農林水産業の現場における人手不足等の様々な課題を解決し、生産性を抜本的に改善するため、AI、IoT、ロボット等の革新的技術の活用に向けた研究開発に取り組む必要性が存在。
- 農業機械の平成 30 年度までの有人監視下での圃場内の自動走行システムを市販化、平成 32 年までに遠隔監視下での無人システムを実現し、農林水産業・食品産業分野での省力化等に貢献する新たなロボットを 20 種類以上市場へ導入。
- これにより、夜間走行や複数台同時走行等を実現し、これまでの作業限界を打破することで、農業の産業競争力の強化、担い手不足の解消を実現。

KPI（進捗）：研究開発されたロボット数、無人走行システムの実現

KPI（効果）：省力化などに貢献する新たなロボット数

<インフラ・防災・減災等分野>

・ 豪雨・竜巻予測技術の研究開発

- 災害発生件数が多い我が国では、国民に対し高精度・高密度な災害発生予測による迅速な避難指示等の対策が急務。
- 平成 30 年度末までに豪雨・竜巻予測の高頻度・高密度化のための最新気象観測装置(MP-PAWR)等の研究開発を行い、1 時間先の局地的豪雨予測、強風域予測を実現。
- これにより、災害発生前に国民に対し、迅速な避難指示等ができ、安全・安心な社会の実現に寄与。

KPI（進捗）：局地的豪雨予測、強風域予測精度

＜移動分野＞

・ 「官民 ITS 構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進⁶⁰

- 高度自動運転（SAE レベル 3 以上）の社会実装に向け、「ドライバーによる運転」を前提としたこれまでの交通関連法規の見直しが必要。
- 平成 29 年度を目途に自動運転車両・システムの特定制と安全基準の在り方、交通ルールの在り方、自賠責保険を含む責任関係の明確化等を検討するため、高度自動運転実現に向けた政府全体の制度整備の方針（大綱）を策定。
- また、自動運転に必要となる官民それぞれが保有するデータのダイナミック・マップ⁶¹への活用方法について、オープンデータ化も含め検討。
- これにより、平成 32 年以降の高度自動運転の社会実装を実現。

・ 自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進

- 生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、人手不足が深刻化している物流分野への対応等が喫緊の課題。
- 官民 ITS 構想・ロードマップ 2017（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部決定）を踏まえ、高速道路での隊列走行を早ければ平成 34 年に商業化することを目指し、平成 32 年に高速道路（新東名）での後続無人での隊列走行を実現するため、平成 29 年度中に後続車有人システム、来年度に後続車無人システムの公道実証を開始し、また、無人自動運転による移動サービスを平成 32 年に実現することを目指し、平成 29 年度から、道の駅など地域における公道実証（遠隔運行によるものを含む）を全国 10 カ所以上で実施。
- こうした実証プロジェクトを積み重ね、自動運転の社会実装を実現。

KPI（進捗）： 高速道路でのトラック隊列走行・無人自動運転による移動サービスの実証プロジェクトの実施

KPI（効果）： 自動運転の社会実装

・ 小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進

- 無人航空機について、平成 30 年（2018 年）には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020 年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める必要。

⁶⁰ 引き続き高度自動運転システム（自家用、物流、移動サービス等）に係る取組推進と目標達成を図る。

⁶¹ 時間とともに変化する動的データ（動的情報、準動的情報、準静的情報）を高精度 3 次元地図（自動走行用地図）に紐付けしたもの。このうち高精度 3 次元地図については、民間企業の出資による基盤整備会社により協調領域として整備が進んでいる。

- 福島浜通り地域の実証フィールドを活用して機体の性能評価基準を本年度中に策定し、複数の機体の同時活動を可能とする運航管理システム・衝突回避技術等の開発や国際標準化を推進。目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、調査・検討を推進。補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を本年度中に明確化し、航空法に基づく許可・承認の審査要領を来年度早期に改訂するとともに、関係者との合意形成・安全対策の策定に取り組む協議会を活用した申請手続の合理化を検討。
- これらの取組等により、ドローンの産業利用の促進を図る。

II-1-(9) 人材育成、普及啓発等【基本法第 17 条、第 18 条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 広く国民がデータ活用のリテラシーを高めるとともに、専門的な教育を受けることで経済成長や社会課題の解決を図ることが期待される。こうしたことから、IoT、ビッグデータ、AI 等が発達した社会においても活躍できる人材の育成等に資する取組（プログラミング教育、社会人の学び直しの推進等）を実施している。

① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

・ AI、IoT 等を有効に活用するために不可欠なデータ活用に係る専門的な知識や技術を有する人材の育成について、政府一体となって計画的に実施

- 第四次産業革命に求められる新しい内容の仕事に対応するため、必要なマインド・能力・リテラシーをもった人材の育成が急務。
- 政府における既存の各取組を踏まえた計画的な人材育成に取り組む。
- これらの人材が核となり新たな製品・サービスが供給され、異分野連携、各分野における既存手法の改善、産業構造の転換が進み、経済成長と社会的課題解決を実現。

KPI（進捗）：データ活用人材に係る最新の IT スキル標準の体系と其中での各育成計画

・ 小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材や e-ラーニング等の活用の促進

- 小学校におけるプログラミング教育が必修となる中、教員による指導を支援する体制が必要。
- 平成 29 年度を目途に、「未来の学びコンソーシアム」において、外部人材や e-ラーニング等の活用のための仕組みの構築を開始し、平成 32 年度

までに学校のニーズに応じた外部人材及び e-ラーニングなどの教材活用を可能とすることを目標として推進。

- 民間との連携により、教員による指導を支援する外部人材の確保や、学校のニーズを踏まえた教材の開発促進等により、これからの社会を担う次世代への適切な教育が行われ、官民データ活用の基盤となるリテラシーの育成が期待。

KPI（進捗）：官民コンソーシアム（「未来の学びコンソーシアム」）における学校の外部人材や e-ラーニング等の教材の活用校数

・ 不足するセキュリティ・IT人材の計画的な育成

- セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務。
- 平成 29 年度から「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」（平成 29 年 4 月 18 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）にのっとり取組を推進。経済産業省では、サイバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を平成 28 年 10 月から開始。平成 32 年度までに登録者数 3 万人超を目指す。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功をはじめ、重要インフラ等のサイバーセキュリティ対策の向上など、我が国のセキュリティレベルの向上を通じ、官民データ利活用を推進。
- 「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に基づき、各府省庁は、平成 28 年度に策定した「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を着実に推進し、民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材の育成等を図る。

KPI（進捗）：平成 32 年度までに情報処理安全確保支援士の登録者数 3 万人超、政府機関におけるセキュリティ・IT人材としての研修受講者数

・ 社会人の学び直しの推進（技術系人材の再教育）

- 新サービスの創出等を通じた事業者の競争力強化、再雇用機会の創出等を図るため、技術系人材の再教育（リカレント教育）等の環境整備が必要。
- 平成 29 年度中に再教育に必要なプログラム等の体系を整理し、着手可能なものから順次開始。こうした取組を通じ、平成 37 年までに ICT 人材を 200 万人倍増に寄与するとともに、ICT 企業はもとよりユーザー企業を含めた ICT 人材の創出を目指す。
- 企業の競争力強化、再雇用機会の創出等を図ることにより、経済成長、社会課題解決に寄与。

KPI（進捗）：キャリアアッププログラム、教育訓練講座、IPA、NICT 等におけるリカレント教育実施者数、大学・専門学校等での社会人受講者数

・ IoT ネットワークを運用・管理する人材の育成

- IoT 時代のネットワークにおいては、多様なサイズのデータの流通や変動の激しいトラフィック（通信）を処理することが求められ、ソフトウェアを活用した新たな運用・管理が不可欠となるため、ソフトウェア制御等、ネットワークの柔軟な運用スキルを持つ人材の育成が必要。
- 平成 29 年以内に、ソフトウェア・仮想化技術等を活用したネットワークの運用・管理に必要なスキルを明確化するとともに、スキルを身に付けるための実習・訓練を開始、スキルの認定を一貫して行う体制を立ち上げ、実習・訓練を開始。平成 32 年には、推進体制等を通じて定常的に人材育成を実施。
- ソフトウェア技術を用いてネットワークを運用・管理できる人材を育成することにより、IoT 時代の膨大かつ多様なデータ流通を支えるネットワークインフラの強化を図り、新たなサービスの促進を加速。

KPI（進捗）：人材育成講座を修了し、スキルの認定を受けた技術者等の人数

・ 若年層に対するプログラミング教育の普及推進

- 子供たちの論理的思考力や創造性等を高める観点から、クラウドや地域人材を活用した、プログラミング教育の実施モデルを開発・普及し、将来の我が国の社会経済を支える人材を育成。
- 平成 28 年度中に、放課後・休業日等の課外において民間（大学を含む。）主導で開発した標準的な実施モデル（11 件）に基づき、平成 29 年度中には、標準的な実施モデルとして 19 件の事例を拡充するとともに、障害のある子供に対する実施モデルの 10 件以上の事例を確立する。更に、プログラミングに関して高い興味・関心を示す児童生徒等が継続して学習できる教材について 30 件の事例を検証。
- 検証の成果については、「未来の学びコンソーシアム」とも連携して、プログラミング教育の提供事例を発信していくことで、学校教育におけるプログラミング教育の円滑な必修化に寄与。

KPI（進捗）：事例の採択件数

KPI（効果）：障害種別に応じて確立した実施モデルの数

・ プログラミングなど IoT に関する地域における学習環境づくり手法の検討

- 学校でのプログラミング教育を通じて、児童生徒が例えば、学内のみならず、社会人、高齢者、主婦など地域住民と共に学べる受け皿を作ることが重要。

- 平成 30 年度末までに、地域において児童生徒等が発展的・継続的に学べる環境づくりの在り方について中間取りまとめを実施。平成 31 年度末までにガイドライン(ガイドラインに基づく活用事例の創出計画を含む。)を策定。

KPI (進捗) : 学校でのプログラミング教育を通じて IT への興味・関心を高めた児童生徒等に対し、地域における発展的・継続的に学べる環境づくりに資するガイドラインの策定

KPI (効果) : 活用事例数

・ シェアリングエコノミーサービスの普及⁶²

- シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体への派遣や、地方公共団体と民間事業者をマッチングする仕組みの整備、連携実証を進め、シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体の事例を平成 32 年度中に 100 団体で実現することを見据え、平成 29 年度中に少なくとも 30 団体で創出することを目指す。
- 地域の既存のリソースの有効活用等による地域活性化、行政・公共サービスを補完するサービスの提供、地域における共助の仕組みの充実を進展させ、地域の諸課題を解決・改善。

KPI (進捗) : シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体数

KPI (効果) : 解決・改善された地域課題数

・ テレワークの普及

- テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、ガイドラインや表彰等の普及啓発の推進、サテライトオフィスの整備等を通じて、平成 32 年における KPI の目標値達成を図る。
- 国家公務員については、平成 32 年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。
- 働き方改革の一助となり、労働者、事業者、その顧客の三方にとって効率的な結果が得られ、ワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。

⁶² 本年 1 月に設置したシェアリングエコノミー促進室を中心に、シェアリングエコノミーサービスを活用して地域の課題解決を図ろうとする地方公共団体の事例等を全国に展開。

KPI（進捗）：平成 32 年には、テレワーク導入企業を平成 24 年度比⁶³で 3 倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成 28 年度比⁶⁴で倍増

KPI（効果）：働く者にとって効果的なテレワークを推進

・ 「異能 vation」プログラムの推進

- 我が国の持続的な経済成長を図るためには、イノベーションの創出を加速化し、斬新な価値を創造することのできる、突き抜けた技術課題の発掘が重要。
- 破壊的イノベーションの種となるような技術課題を公募し、その挑戦への取組を支援する「異能 vation」プログラムを推進。
- ゴールへの道筋が明確になる価値ある「失敗」を高評価し、野心的な技術課題への挑戦を奨励するとともに、企業等とのマッチングによる技術の社会展開を促進。

KPI（進捗）：公募への応募倍率

KPI（効果）：応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

・ テレワークの普及（再掲）

<ものづくり分野>

・ 官民データ利活用による中堅・中小企業の生産性向上

- 中堅・中小企業においても、官民データの利活用によって、生産性を上げ、企業価値を向上させることが重要。
- IT・ロボット導入に関する専門家の支援を平成 29 年度末までに 1 万社以上に対して行い、中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出を促進。

KPI（進捗）：IT・ロボット導入に関する専門家の支援実績

⁶³平成 24 年度のテレワーク導入企業率は 11.5%（通信利用動向調査）。

⁶⁴平成 28 年度の雇用型テレワーカーの割合は 7.7%（テレワーク人口実態調査）。

＜移動分野＞

・ 自動運転等の開発に必要なソフトウェア人材の育成

- 自動運転の開発に必要なソフトウェア人材を確保するため、開発に必要な能力を整理しつつ、シミュレーションに精通した人材や革新的な車載ソフトウェアの開発人材の育成システムを本年度内に確立する。

・ テレワークの普及（再掲）

Ⅱ－１－(10) 国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第19条関係】

[これまでの主な取組]

- ・ 平成27年度から、政府CIO等が地方公共団体の首長等を訪問⁶⁵し、国のIT化・業務の見直し（BPR）やオープンデータの取組等の成果の地方への展開や、地方での優良事例（自治体クラウド等）の全国展開を通じ、国の施策と地方の施策との整合性の確保等を推進。

(分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策)

・ 地方の計画雛型の作成と計画策定支援⁶⁶

- 平成29年度秋頃を目途に計画雛型を作成し、地方公共団体向けの説明会を実施。平成32年度末までに、策定義務となっている全都道府県での計画の策定を目指す。

KPI（進捗）：地方の計画策定数

・ 地域におけるデータ利活用の環境整備

- 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、平成29年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る。
- これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現する。

⁶⁵ 平成29年5月時点で34団体訪問。

⁶⁶ 行政手続のオンライン化、オープンデータ化、自治体クラウド導入等、地方公共団体関連施策を記載しつつ、地方の計画策定に関し、国が支援。

II-1-(11) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

(分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策)

- ・ 国際的なデータ流通環境の整備に向けた、日米インターネットエコノミー政策協力対話、日 EU 間でのデータエコノミーに関する対話やG 7等の場を通じた、諸外国との協調の推進。
- ・ AI ネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトやリスクの評価の国際的な共有、関連する社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資するガバナンスの在り方に関するG 7、OECD 等の場における国際的な議論を通じた検討の推進。
- ・ 日 EU 間で個人データの円滑な越境移転のための環境を整備するための、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築に係る戦略的な取組を推進。
- ・ 個人データの越境移転を引き続き促進するための、企業認証である APEC 越境プライバシールール (CBPR: Cross Border Privacy Rules) システムの推進。
- ・ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT) を活用し、我が国の事業者による海外での通信事業を支援することを通じて、官民データ活用の基盤となる通信インフラの海外展開を促進。

索引

(1) 行政手続等のオンライン化原則【基本法第 10 条関係】	39
行政手続等の棚卸し	39
地方一民の行政手続の棚卸し	39
民一民の取引における対面・書面原則の見直し	40
オンライン化原則に向けた法整備等	40
行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化	40
行政手続等における登記事項証明書の提出不要化	40
法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携	41
マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達	41
社会保険・労働保険関係事務の IT 化・ワンストップ化	41
住民税の特別徴収税額通知の電子化等	42
自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実	42
株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化	43
不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化	43
子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス	43
産業保安手続のスマート化	44
(2) オープンデータの促進【基本法第 11 条第 1 項及び第 2 項関係】、 データの円滑な流通の促進【基本法第 11 条第 3 項関係】	44
公開ルールの策定と、それに基づいた府省庁が保有する行政データの棚卸しの実施	45
官民ラウンドテーブルの開催と、民間ニーズに則したオープンデータ推進	45
オープンデータ・バイ・デザインの推進	45
地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進	46
都市計画に関するデータの利用環境の充実	46
不動産登記情報の公開の在り方の検討	47
登記所備付地図データの事業者等への提供	47
政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備	47
データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備	47
著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備	47
教育の情報化の推進	47
権利情報を集約したデータベースの利用促進	48
データ利用権限の明確化を通じたデータ流通・活用の促進	48
統計データのオープン化の推進・高度化	48
法人情報の利活用促進	49

訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）	49
農業関係情報のオープンデータ化の推進	49
気象情報の利活用の促進	50
公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進	50
i-Construction の推進による 3 次元データの利活用の促進	50
交通事故及び犯罪に係る情報の公開の在り方の検討	51
ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	51
公共交通機関の運行情報（位置情報等）等のオープンデータ化	51
(3) データ利活用のルール整備【基本法第 12 条関係】	52
いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	52
個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	52
IoT 推進コンソーシアム・IoT 推進ラボの取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成等	53
データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成	53
「IoT の面的展開」の推進	53
健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	54
匿名加工医療情報の作成に関する認定制度の整備	54
情報銀行等の仕組みを活用した観光おもてなしビジネス実現に向けた検討	55
金融分野におけるデータの利活用の推進	55
電子レシート（購買履歴）データの流通の検討	55
スマートホーム/ハウスの新サービス創出のためのルール整備	56
(4) マイナンバーカードの普及・活用【基本法第 13 条関係】	56
「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進	57
利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現	57
公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民の ID 連携推進	57
海外における公的個人認証サービスの継続利用	58
マイナンバーカードの多機能化の推進	58
マイナンバーカード等への旧姓併記等	58
コンビニ交付サービスの導入推進	59
マイナンバーカードを活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	59
住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進	60

災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討.....	60
(5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）【基本法第 14 条関係】.....	61
離島等の条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進.....	61
条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進.....	61
新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速.....	61
電気通信市場における競争促進.....	62
Web アクセシビリティ確保のための環境整備等.....	62
4 K・8 K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等.....	62
IoT 地域実装のための総合的支援.....	63
ICT 等を用いた遠隔診療の推進.....	63
事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組み構築...	64
防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進.....	64
(6) 情報システム改革・業務の見直し【基本法第 15 条第 1 項関係】.....	65
国・地方を通じた行政全体のデジタル化.....	65
クラウド・バイ・デフォルト原則の導入.....	65
クラウド導入状況や個別団体の情報システム運用コストの「見える化」、導入加速 に向けた支援.....	66
地方公共団体ごとに管理者が別々となっている学校の校務システムの共同クラウド 化.....	66
校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化.....	67
政府情報システム改革.....	67
サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進.....	67
ブロックチェーン等を活用した政府の業務改革の推進.....	68
不動産登記情報等の行政機関間連携.....	68
医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化.....	69
指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベース の構築、活用促進.....	69
交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進.....	70
(7) データ連携のためのプラットフォーム整備【基本法第 15 条第 2 項関係】.....	70
分野横断的に連携できるプラットフォームの整備.....	70
データ利活用型 ICT スマートシティの推進.....	71
医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等 ID 制度導入.....	71

健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	72
電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策	72
観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」の開発・提供	73
銀行システムの API（外部接続口）の公開の促進（オープン API の導入）	73
電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討	73
事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融 EDI における商流情報活用の促進	74
農業情報の標準化の推進	74
農業データ連携基盤の構築	74
農地情報公開システムの機能拡充	75
森林施業集約化に向けた林地台帳の整備	75
海事生産性革命 (i-Shipping)	76
地理空間情報（G 空間情報）の流通基盤の整備等	76
国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	76
準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	77
自動車関連情報の利活用の推進（自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービス）	77
(8) 研究開発【基本法第 16 条関係】	77
データ活用基盤技術の強化として、次世代人工知能技術、5 G 等の研究開発の推進	78
AI を活用した「保健指導支援システム」の研究推進	78
個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業	79
臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業の推進	79
利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等	79
高精細映像データの収集・解析および AI を通じた診療支援	79
診療データを活用した ICT・AI 等を用いた診療支援機器の研究開発	80
多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証	80
ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現	80
農業における AI、IoT、ロボット、準天頂衛星等の先端技術の活用に向けた研究開発	81
豪雨・竜巻予測技術の研究開発	81
「官民 ITS 構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	82
自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	82
小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進	82

(9) 人材育成、普及啓発等【基本法第 17 条、第 18 条関係】	83
AI、IoT 等を有効に活用するために不可欠なデータ活用に係る専門的な知識や技術を有する人材の育成について、政府一体となって計画的に実施	83
小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材や e-ラーニング等の活用の促進	83
不足するセキュリティ・IT 人材の計画的な育成	84
社会人の学び直しの推進（技術系人材の再教育）	84
IoT ネットワークを運用・管理する人材の育成	85
若年層に対するプログラミング教育の普及推進	85
プログラミングなど IoT に関する地域における学習環境づくり手法の検討	85
シェアリングエコノミーサービスの普及	86
テレワークの普及	86
「異能 vation」プログラムの推進	87
官民データ利活用による中堅・中小企業の生産性向上	87
自動運転等の開発に必要なソフトウェア人材の育成	88
(10) 国の施策と地方の施策との整合性の確保等【基本法第 19 条関係】	88
地方の計画雛型の作成と計画策定支援	88
地域におけるデータ利活用の環境整備	88
(11) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	89